

第2章 多頭飼育問題への対応

多頭飼育問題の解決に取り組むにあたっては、人と動物の命や健康、生活を守るため、3つの影響（「飼い主の生活状況の悪化」、「動物の状態の悪化」、「周辺の生活環境の悪化」）を把握し、それぞれに対応する3つの観点「飼い主の生活支援」、「動物の飼育状況の改善」、「周辺の生活環境の改善」に着目して対策を講じることが重要です。飼い主、動物、周辺環境に対し、多様な側面からの働きかけが考えられることから、地方自治体の動物愛護管理部局だけでなく、社会福祉部局、生活衛生部局、警察、動物愛護ボランティア、社会福祉事業者等、行政・民間を問わず多機関と連携しながら改善策を講じていく必要があります。

1. 官民を超えた多様な主体・関係者による連携の重要性—連携なくして解決なし

多頭飼育問題の根本的な解決を図るためには、3つの観点に対して対策を行うことで、3つの影響を低減させることが重要です。具体的には、「飼い主の生活支援」については社会福祉、「動物の飼育状況の改善」は動物愛護管理、「周辺の生活環境の改善」はその他公衆衛生等、様々な関係者の連携が必要になります。連携に当たっては、飼い主や関係者の個別の状況を踏まえ、関係者となりうる主体とその役割を理解することで、より適切に連携することができます。本項では、各主体が果たす役割の概要をまとめていますので、連携先を検討する際の参考としてください。まずは、関係する主体を特定し、それぞれがすべきこと、できることをよく理解し、解決のために誰が何をするかを決めて取組みを進めることが有効です。状況によっては、通常の業務の枠組みを超えて柔軟に対応することが多頭飼育問題の解決の鍵となる場合もあります。

連携にあたっては、体制の構築も重要です。関係主体は案件ごとに異なりますが、多頭飼育問題に関わる人が多い主体を中心に、常日頃から情報交換を行うこと、連絡窓口を明らかにすること、対応の仕方を決めておくことによって、多頭飼育問題の早期発見やスムーズな対応が可能となります。多くの機関や団体、ボランティア、社会福祉事業者等が多頭飼育問題への感度を高めることによって、その兆候をいち早く見つけ、関係主体に適切につなげることによって、事態の深刻化を防ぐことが期待されます。

対応方法のすき間に落ちることで、対応できないという事態が生じることのないよう、関係主体がそれぞれ取り組むことのできることを持ち寄ること、責任の所在が不明な事象については誰が対応すべきか早期に検討すること、飼い主の特質等により主導権を持って対応にあたる部局を決めることが求められます。

（1）連携主体とその役割

以下では、①社会福祉関連、②動物愛護管理分野、③その他の各分野における、連携主体とそれぞれの役割を一覧で示しました。①及び②については、関係する行政機関を、都道府県、政令指定都市、中核市、市町村等に分類し、表4に関連する社会政策分野に係る各機関の設置状況を、表7に動物愛護管理法に基づく業務内容と権限をそれぞれ示しています。地方自治体においては、都道府県・市町村といった行政区分によって所掌する事務が決まっています。表に整理した役割は一例であり、実際にどの地方自治体がどのような役割を果たすかは場合によって異なるので、個別に確認する必要があります。例えば、社会福祉部局の各種支援は一般市等が担うことが多く、動物愛護管理部局・動物愛護管理センター・保健所は都道府県・政令指定都市・中核市等、人口20万人以上の規模の地方自治体が担います。社会福祉行政と動物愛護管理行政間の情報共有であれば、市と県等、地方自治体間の連携が重要

となる場合もあります。個人情報の取扱いに配慮しつつ、業務上の必要に応じて適切な情報共有を図ることにより、状況を正確に理解し、効果的な対策につなげることが望まれます。

行政と民間双方の動物愛護管理関係者と社会福祉関係者が一堂に会する場を設け、多頭飼育問題をはじめとする人と動物の問題について定期的に情報共有を行っている地方自治体もあります。

① 社会福祉関連

多頭飼育問題は、動物愛護、公衆衛生の観点から問題をとらえることが多いですが、その背景には、高齢者福祉、精神保健福祉、生活困窮等飼い主の社会福祉にかかる問題が潜んでいる事例もあります。社会福祉制度は、対象者の属性によって種類が分かれています。飼い主の経済的困窮、疾病、障害、社会的孤立等の問題への対応には、福祉事務所、自立相談支援機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、精神保健福祉センターといった機関や、飼い主の生活に深く根ざしている社会福祉事業者、生活保護のケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援専門員、民生委員等の関係者の協力が不可欠となります。

都道府県及び市町村では、社会福祉の実現のために、社会福祉法等の各種法令に基づいて、地方自治体の規模に応じた事務所を設置することが求められています。

表 4 関連する社会政策分野と関係する行政機関等

機関名等	関連する社会政策分野	設置状況					
		都道府県	政令指定都市	中核市	一般市	町村	特別区
社会福祉部局 ¹⁾	生活保護・困窮者支援、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	○	○	○	○	-	○
保健所	高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	○	○	○	-	-	○
福祉事務所	生活保護・困窮者支援、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	○	○	○	○	△	○
自立相談支援機関	困窮者支援	○	○	○	○	△	△
地域包括支援センター	高齢者福祉	-	△	△	△	△	△
基幹相談支援センター	障害福祉		△	△	△	△	△
認知症初期集中支援チーム	高齢者福祉	-	△	△	△	△	△

機関名等	関連する社会政策分野	設置状況					
		都道府県	政令指定都市	中核市	一般市	町村	特別区
精神保健福祉センター	障害者福祉（精神）	○	○	-	-	-	-
児童相談所	児童福祉	○	○	△	-	-	△ ²⁾
社会福祉協議会 ³⁾	生活保護・困窮者支援、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	△	△	△	△	△	△
居宅介護支援事業所	高齢者福祉	-	△	△	△	△	△
相談支援事業所（指定特定相談支援事業者・指定一般相談支援事業者）	障害者福祉	-	△	△	△	△	△
民生委員	生活保護・困窮者支援、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	-	-	-	-	-	-

○：設置が義務付けされているもの、△：設置ができる旨が制度上明記されているもの

二重線：行政機関、民間機関の別

1) 名称は地方自治体によって異なる（保健福祉局、健康福祉部、住民福祉課、社会福祉課等）

2) 東京都特別区

3) 民間発意で設立される

上述した社会福祉政策分野の行政機関等が、多頭飼育問題に対応する際の主な役割・関与については次のとおりです。

表 5 関係主体等一覧表（社会福祉関係）

関係主体	主な役割・関与等	関係する職位・有資格者										
社会福祉部局	<p>社会福祉法等に基づき、介護保険、高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉（生活保護）等に係る施策を担う。下記に示す課の担当者が、担当業務において飼い主とつながりがある場合には、飼い主とのつなぎ役として関与することがある。</p> <table border="1" data-bbox="512 667 1161 1016"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 667 703 712">課</th> <th data-bbox="703 667 1161 712">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 712 703 801">介護保険課</td> <td data-bbox="703 712 1161 801">介護保険に関すること。 介護保険事業計画に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 801 703 891">高齢福祉課</td> <td data-bbox="703 801 1161 891">高齢者の福祉施策の計画及び推進に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 891 703 981">障害福祉課</td> <td data-bbox="703 891 1161 981">心身障害者（児）福祉施策の計画、推進及び調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 981 703 1016">生活福祉課</td> <td data-bbox="703 981 1161 1016">生活保護制度に係ること。</td> </tr> </tbody> </table>	課	内容	介護保険課	介護保険に関すること。 介護保険事業計画に関すること。	高齢福祉課	高齢者の福祉施策の計画及び推進に関すること。	障害福祉課	心身障害者（児）福祉施策の計画、推進及び調整に関すること。	生活福祉課	生活保護制度に係ること。	医師、看護師、保健師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員等
課	内容											
介護保険課	介護保険に関すること。 介護保険事業計画に関すること。											
高齢福祉課	高齢者の福祉施策の計画及び推進に関すること。											
障害福祉課	心身障害者（児）福祉施策の計画、推進及び調整に関すること。											
生活福祉課	生活保護制度に係ること。											
保健所	<p>地域の社会福祉・公衆衛生等について大きな役割を担っている。</p> <p>地域保健法に基づき、対人保健（母子保健、老人保健、精神保健、疾病予防等）、及び対物保健（食品衛生、環境衛生、医事、薬事等）に係る業務を担う。</p> <p>様々な対人保健関連業務のなかで、地域住民の生活状況を把握することがあり、多頭飼育問題の早期発見や未然防止につながる可能性がある。</p>	医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、獣医師、薬剤師等										
福祉事務所	<p>福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関である。主に、生活の相談と生活保護の実施、児童と高齢者へのサービスの相談と受付、障害者の相談と支援、女性相談を行う。飼い主への支援を行っている場合には、上記業務を通じて多頭飼育問題の発見につながる可能性がある。</p>	社会福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、精神保健福祉士、保健師、看護師等										

関係主体	主な役割・関与等	関係する職位・有資格者
自立相談支援機関	自立相談支援機関とは、生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定されている自立相談支援事業を行う機関であり、生活困窮者に対する就労その他の自立に関する相談支援等を行っており、そのなかで、多頭飼育問題の発見につながる可能性がある。	(主任) 相談支援員 ⁵ 、家計改善支援員 ⁶ 等
地域包括支援センター	介護保険法に基づき、包括的支援事業等の事業を実施し、近隣住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。 介護等に関する総合相談窓口として機能していることから、飼い主が高齢者である場合に、同センターを通じて発見につながることもある。	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等
基幹相談支援センター	障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害者相談支援事業等の事業を実施する機関。 地域の実情に応じた総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談機関との連携の強化の取組等を行っており、多頭飼育問題の発覚につながる可能性がある。	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等

⁵ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階でアセスメント、プラン作成、社会資源の活用を含む包括的な支援の実施、相談記録の管理や訪問支援等のアウトリーチといった自立相談支援を行う。

なお、主任相談支援員は相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、困難ケースへの対応等高度な相談支援、社会資源の開拓・連携等を担っている。

飼い主の生活の立て直しのための支援の一環として、多頭飼育問題にも対応する可能性がある。

⁶ 生活困窮者自立支援法に基づき、家計改善支援事業（任意事業）に従事する。生活困窮者の多くが家計に関わる問題を抱えていることを踏まえ、家計の視点から相談支援を実施することにより、経済的な問題の背景にある根源的な課題を相談者とともに理解し、相談者自身の家計を管理する意欲を高め、再び生活困窮状態になることを防ぐ観点からも、自ら家計管理ができるようになることを支援する。

保健師や地域包括支援センター職員等が飼い主から家計相談を受け、動物の不妊去勢手術・引取り費用の捻出に協力することで多頭飼育状態の改善につながった事例があるが、家計改善支援事業により同様の取組が行われる可能性がある。

関係主体	主な役割・関与等	関係する職位・有資格者
認知症初期集中支援チーム	<p>認知症になったとしても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした組織であり、認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に自立生活のサポートを行う。</p> <p>認知症の可能性のある飼い主に対して、社会福祉部局を通じて支援（認知症の進行状況の確認及び、入浴サービス等）がなされたケースがある。</p>	<p>医師、看護師、保健師、社会福祉士、介護福祉士、作業療法士、介護支援専門員等</p>
精神保健福祉センター	<p>精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図る機関。業務内容は地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助等である。</p>	<p>精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師等</p>
児童相談所	<p>児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、子どもに係る様々な問題（虐待、非行問題、子どもの健全な発達に係る問題等）について助言指導、一時保護等を行う。</p> <p>子どものいる多頭飼育状態にある家庭において、子どももがネグレクト状態にあり、児童相談所が支援や介入する際に、多頭飼育問題の発見につながることもある。</p>	<p>社会福祉士、保健師、児童福祉司、精神保健福祉士等</p>
社会福祉協議会	<p>社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織であり、社会福祉法に基づいて設置されている。</p> <p>各種の福祉サービスや相談活動を通じた生活課題への支援、ボランティアや市民活動の支援、権利擁護の推進などを、地域の様々な社会資源とのネットワークをつくりながら行っている。上記業務にて飼い主との関わりがある場合には、飼い主と地方自治体のつなぎ役としての関与を行う場合がある。また、多頭飼育問題の解決に向けた会議等へ参画している事例もある。</p>	<p>社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師、保育士等</p>

関係主体	主な役割・関与等	関係する職位・有資格者
居宅介護支援事業所	<p>介護を必要とする人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整等も行ったりする。</p> <p>飼い主が要介護認定を受けている場合もあり、介護支援専門員を介し、多頭飼育の発見につながることもある。また、多頭飼育を改善するために動物を引取った後においては、日ごろの見守り等が再発防止の役割を果たすこともある。</p>	(主任) 介護支援専門員
相談支援事業所（指定特定相談支援事業者・指定一般相談支援事業者）	<p>障害福祉サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより支援を行う。</p> <p>一般的な相談支援のなかで、障害福祉サービス等の利用契約や、地域生活を継続していくための支援等を行っており、一般的な相談支援の中から多頭飼育問題の発見につながる可能性がある。</p>	相談支援専門員等
民生委員	<p>民生委員法に基づいて、社会奉仕として、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。民生委員は、「児童委員」を兼ねている。</p> <p>地域の一人暮らし高齢者、子育て中の世帯、障害のある方がいる世帯等への見守り活動や、地域で孤立して支援を受けることが困難な状況にある人への相談や支援のつなぎ役を担っており、これらの活動を通じて多頭飼育問題の発見につながることもある。また、飼い主と地方自治体のつなぎ役としての関与する場合もみられる。</p>	—

表 6 社会福祉に係る職位・有資格者一覧表（社会福祉関係）

関係する職位・有資格者	主な役割・関与等
医師（主に精神科医）	<p>医師法に基づき、医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する。</p> <p>飼い主の入院をきっかけに、社会福祉部局の担当者が飼い主の主治医と協議し、飼い主の入院及び動物の引取り等の方針決定の支援を行った事例もある。</p>
看護師	<p>保健師助産師看護師法に基づき、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行う。</p> <p>飼い主の入院の際に、多頭飼育している動物についての相談を受け、多頭飼育問題の発見につながることもある。</p>
保健師	<p>保健師助産師看護師法に基づき、保健指導を行う。</p> <p>生活習慣病、児童虐待、高齢者や障害者の孤立、自殺対策等のメンタルヘルス、感染症対策、健康格差等の公衆衛生に関して、地域に働きかけて支援する。</p> <p>飼い主への日常生活支援が行われている場合に、地方自治体との情報共有や飼育状況改善に向けた飼い主への助言、飼い主宅訪問時の同行等、事例ごとに様々な関与のあり方がみられる。</p>
社会福祉士	<p>社会福祉士及び介護福祉士法に基づいて、身体上又は精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する機関や医師との連絡及び調整その他の援助を行う。</p> <p>飼い主への日常生活支援が行われている場合に、社会福祉士からの相談が地方自治体へ寄せられることで多頭飼育問題の発見につながることもある。</p>
介護福祉士	<p>社会福祉士及び介護福祉士法に基づいて、身体上又は精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に関し、心身の状況に応じた介護（<small>かくたん</small>喀痰吸引等）を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う。</p> <p>介護福祉士が、介護が必要な飼い主の居宅を訪問し、飼い主への日常生活支援が行われている場合、介護福祉士からの苦情や相談が地方自治体へ寄せられることもある。</p>

関係する職位・有資格者	主な役割・関与等
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	<p>介護保険法に基づいて、要介護者の相談に応じ、要介護者がその心身の状況等に応じ適切な介護サービスを利用できるよう介護事業者等との連絡調整等を行う。(例：居宅介護支援事業所で介護サービス計画(ケアプラン)の作成等。)</p> <p>飼い主への日常生活支援が行われている場合に、介護支援専門員からの相談が地方自治体へ寄せられることで多頭飼育問題の発見につながる等、地方自治体との情報共有に加え、飼い主宅訪問時の同行や仲介を担う事例もある。また、地方自治体が介護支援専門員等に対する研修会のなかで動物の適切な飼養管理に関する講義を行っている事例もある。</p>
社会福祉主事 (ケースワーカー)	<p>社会福祉法に基づき、地方自治体の設置する福祉事務所等において、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行う。</p> <p>飼い主宅への定期的な訪問等が行われている場合に、地方自治体が飼い主宅へ訪問する際に同行してもらう事例が多くみられる。その他にも、多頭飼育の解決に向けた会議等への参画等、地方自治体と積極的に情報共有を行っている事例もある。</p>
精神保健福祉士	<p>精神保健福祉士法に基づき、精神科病院等や精神障害者の社会復帰を促進する施設を利用している人の社会復帰に関する相談や、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。</p> <p>飼い主への支援が行われている場合に、地方自治体との情報共有といった関与がみられる事例もある。また、飼い主の状態によっては精神保健福祉士を交えた支援会議等が開かれた事例もある。</p>
臨床心理技術者	<p>心理学に関する専門的知識及び技術により心理に関する相談に応じ、助言、指導、その他の援助を行う能力を有すると認められる専門職。公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、学校心理士等がいる。</p>
相談支援専門員	<p>身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う相談支援業務等に従事する。</p> <p>相談が端緒となり、多頭飼育問題の発見につながる可能性がある。</p>
児童福祉司	<p>児童福祉法に基づき、児童の保護及びその他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う。</p> <p>子どものいる多頭飼育状態にある家庭において、子どもがネグレクト状態にあり、児童相談所の児童福祉司が支援や介入する際に、多頭飼育問題の発見につながることもある。</p>
保育士	<p>児童福祉法に基づき、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に関する指導を行う。</p> <p>児童の生活の様子や態度等から、子どものネグレクトや多頭飼育問題への発見につながる可能性がある。</p>

(出典：社会福祉関係者への取材・聞き取り、岸恵美子．セルフ・ネグレクトの予防と支援の手引き．2017，https://www.lab.toho-u.ac.jp/nurs/community_nurs/staff/tjoimi0000001s65-att/tjoimi0000001xz4.pdf 各種関係法令、獣医師会ウェブサイト、全国保健師教育機関協議会ウェブサイトを元に作成)

② 動物愛護管理関連

都道府県、政令指定都市及び中核市は、動物愛護管理法第 37 条の 2 に基づいて、動物愛護管理に関する以下の業務を行うこととなっています（中核市については、d～f のみ該当）。

- a. 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
- b. 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
- c. 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
- d. 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- e. 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- f. その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

名称は地方自治体により異なりますが、生活衛生課などの動物愛護管理部局、動物愛護管理センター、保健所等がこれらの業務を担っています。周辺的生活環境の保全等に係る措置、犬猫の引取り・譲渡し、犬猫の繁殖制限、動物虐待等罪については、以下のとおり規定されています。

表 7 動物愛護管理法に基づく業務内容と所管する行政機関

業務内容 (動物愛護管理法条項)	所管			
	都道府県	政令指定都市	中核市	市町村※
<p>周辺の生活環境の保全等に係る措置 (第 25 条) 動物の飼養・保管、給餌・給水に起因する騒音・悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれた場合、原因者に対し、必要な指導・助言、勧告・命令をすることができる。 不適正な動物の飼養等に起因して、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある場合、原因者に対して、命令・勧告をすることができる。 上記に関し、報告の徴収及び立入検査することができる。命令に違反した者は罰金に処される。(第 46 条の 2)</p>	○	○	□	□
<p>犬猫の引取り・譲渡し (第 35 条) 犬や猫の引取りを求められた場合、引取りを行う。 (ただし、終生飼養(できる限り、ペットがその命を終えるまで適切に飼養すること)の原則に鑑み、飼い主から繰り返し引取りを求められる場合には引取りを拒否することができる等の例外あり。) 殺処分を減らすため、引取られた犬猫は譲渡に努めることとされている。</p>	○	○	○	□
<p>犬猫の繁殖制限 (第 37 条) 犬や猫がむやみに繁殖して適正に飼えなくなるおそれがある場合、飼い主には、不妊去勢手術等を行うことが義務づけられている。これを踏まえ、行政は、動物愛護管理法第 35 条に基づく引取りに際し、繁殖制限措置が適切になされるよう、飼い主に指導・助言を行うように努めることとされている。</p>	○	○	○	-
<p>動物虐待等罪 (第 44 条) ペット等の愛護動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)を虐待したり、遺棄したりすると、犯罪行為として、懲役や罰金に処される。 虐待には、積極的虐待に加え、十分な世話を行わず衰弱させる、糞尿が堆積した場所で飼うといったネグレクトも含まれる。</p>	-	-	-	-

○：法律で定められているもの、□：必要な協力を求めることができるもの
 ※市町村(政令指定都市、中核市を除く)

動物の飼育状況の改善という観点からは、地方自治体の動物愛護管理センター等をはじめ、動物愛護推進員、地域の動物病院・獣医師会、動物愛護ボランティア等の関係者が重要な役割を果たします。適正飼育の普及啓発や指導、多頭飼育問題の発見、多頭飼育問題を深刻化させないための見守り等に加え、動物の救護に携わることがあります。

表 8 関係主体等一覧表（動物愛護管理関係）

関係主体	主な役割・関与等	関係する職位・有資格者
動物愛護管理部局・動物愛護管理センター・保健所	<p>多頭飼育問題の解決において、動物の飼育状況の改善に対応する主要な主体である。動物愛護管理法に基づき、犬猫の引取り・譲渡し、飼い主等に対する指導、助言、勧告、命令、立入検査、動物取扱業の監督、動物の適正な愛護及び適正な飼養に関する啓発活動等を行う。</p> <p>なお、保健所の一部は動物愛護管理法に基づく業務を行っていないが、その場合にも、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び鑑札、狂犬病予防注射済票の交付、注射済票のない犬の捕獲、抑留等を行っている。</p>	医師、獣医師等
動物愛護推進員	<p>動物愛護管理法に基づき、条例によって委嘱され、地域における動物の愛護と適正な飼養の推進に携わるボランティア。普及啓発、行政への協力のほか、飼い主等の求めに応じ、繁殖制限措置に関する助言、譲渡の支援等を行う（※行政の権限はない）。法に基づき、活動支援等・調整を行う協議会を組織することができる。</p> <p>動物の飼育に係る助言、飼い主と地方自治体のつなぎ役としての関与がみられる。</p>	—
獣医師会	<p>獣医師によって構成される職能団体。獣医師の知識と技術向上等のため、学術雑誌の刊行、学会・講習会・研修会の開催、獣医事に関する調査・研究、動物愛護思想の啓蒙・普及等の多岐にわたる事業を行っている。</p> <p>公益的な活動の一環として、不妊去勢手術、感染症の治療等技術的な協力を行う場合があり、実際が多頭飼育問題においては、不妊去勢手術、動物の登録や予防接種等の役割を担うことがある。</p>	獣医師

関係主体	主な役割・関与等	関係する職位・有資格者
動物病院	<p>飼育動物の診療、保健衛生の指導等を行う民間施設。獣医師が動物の不妊去勢、診療及び保健衛生の指導等を実施する。</p> <p>なお、獣医師は、虐待の疑いがある動物を発見した場合に、通報することを義務づけられていることから、飼い主が来院した際に動物の健康状態から多頭飼育問題の早期発見につながることもある。</p> <p>その他、警察が動物虐待罪を検挙する際に必要な獣医学的所見を提供する、動物由来感染症の発生時に適切な処置を行う等のほか、動物愛護ボランティアと協働している動物病院においては、不妊去勢手術に協力する場合もある。</p>	獣医師、動物看護師
動物愛護ボランティア（第二種動物取扱業者を含む）	<p>動物に関わる問題についての普及啓発、保護動物の譲渡活動等、団体により多様な活動を行っている。不妊去勢手術に係る支援や、飼い主に対する動物の所有権放棄の説得、一時預かり、引取り、譲渡等の様々な場面において関与がみられる。</p> <p>第二種動物取扱業者は、営利性のない動物の取扱いのうち、飼養施設を有し、一定頭数以上の動物の取扱いを業として行うものをいい、一般的に動物シェルター等と称される場合がある。</p>	(獣医師)
ペット関連事業者（第一種動物取扱業者を含む）	<p>ペットショップ等のペット関連の事業者は動物の入手経路となり、ペットの頻繁な購入等をきっかけに多頭飼育問題の発見につながることもある。</p> <p>第一種動物取扱業者は、反復・継続して営利を目的に動物の取扱いを行う事業者のことをいい、販売業、保管業、貸出し業、訓練業、展示業等が該当する。</p>	—

※代表的な役割を示したが、具体的な活動内容は個別の事例によって異なることに留意。

③ その他

多頭飼育問題の解決にあたっては、動物愛護管理、社会福祉分野以外の主体と連携する必要がある場合もしばしばあり、生活環境や住宅、防災等の部局、警察、地域住民等との連携が想定されます。

表 9 関係主体等一覧表（その他の関係主体）

関係主体	主な役割・関与等	関係する職位・有資格者
都道府県・政令指定都市		
生活環境部局	環境基本法や悪臭防止法、廃棄物処理法等に基づき、環境保全や廃棄物対策（一般廃棄物収集）、温暖化対策等に係る業務を担う。 ごみ屋敷条例が制定されている地方自治体においては、ごみ屋敷対策についても所掌するケースが多く、住民からの苦情により、調査・指導・勧告・命令・行政代執行等を行う。多頭飼育の現場が「ごみ屋敷」状態になっている、もしくは悪臭等が発生し、近隣住民へ悪影響を及ぼしている場合には、飼い主に環境面における指導等を行う。	—
住宅部局	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃での賃貸、又は転貸を行う。公営住宅で多頭飼育状態に陥っている場合に、住民からの苦情や当事者の家賃滞納に係る強制退去手続き等をきっかけとして多頭飼育問題の発見につながることもある。	—
防災部局	災害対策基本法に基づく防災計画の策定や防災対策の指導等、災害予防に係る業務、消防法に基づく火災予防上必要と認められる者への指導を実施する。荷物など大量の可燃物が屋外に放置されている場合等、飼い主宅に出火または放火のおそれがある場合に、飼い主へ防災面における指導等を行う。	—

関係主体	主な役割・関与等	関係する職位・有資格者
外部機関		
市区町村	<p>都道府県内の基礎自治体であり、地域の行政サービスの提供を担う。地域に密着した社会福祉、生活環境施策の中核であり、犬猫の適正飼養指導を含む、様々な行政サービスを提供している。保健所等の行政機関の設置有無は基礎自治体の規模等によって異なる。</p> <p>行政サービスの提供を行う過程又は近隣住民からの苦情を受けて多頭飼育事案を探知し、都道府県とともに情報共有・飼い主宅への訪問等を行うことがある。</p>	医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護支援専門員
医療機関（精神科を含む）	<p>医療機関は、診断・治療・処方を行う。訪問による在宅診療を行う医療機関もある。飼い主の入院をきっかけとして、多頭飼育問題が顕在化するケースがしばしばみられる。また、飼い主自身、（精神疾患を含む）様々な疾患の治療のために通院していることもある。</p>	医師、看護師、精神保健福祉士、保健師、社会福祉士
学校	<p>学校教育法に基づく学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）。</p> <p>子どものいる多頭飼育状態にある家庭において、子どもがネグレクト状態にある場合に、学校関係者を通じて多頭飼育問題の発見につながることもある。</p>	教師
警察署	<p>事件の検挙と未然防止の両面から諸対策を推進し、住民の安全を推進する。警察署では主に、生活面において以下の活動を行う。住民からの要望、苦情、相談等に専門の相談員が応じる、交番・駐在所を活動の場として、地域で起こる事件・事故に素早く対応するとともに、身近な地域安全情報の提供や巡回連絡、困りごと相談等を通じて住民とふれあい、その要望に応える活動等を行う。</p> <p>動物に関しては、動物愛護管理法に基づき、動物の虐待に関する通報の受理や捜査を担うほか、各地方自治体で定められる動物愛護管理条例の下、動物の愛護、普段の見守りや異変時の対応に加え、動物の鳴き声や逸走（逃げ出し）、また逸走時に咬傷事故が生じた場合にも、法に基づく取り締まりを行うことがある。また、飼い主宅へ関係者が訪問する際には、安全確保のために同行するといった形での関与もみられる。</p>	警察官

関係主体	主な役割・関与等	関係する職位・有資格者
裁判所	<p>法に基づいて争いごとを解決する機関。</p> <p>長期にわたる家賃の滞納により、裁判所命令で建物明け渡し請求の強制執行（強制退去）の申し立てが行われた場合に、手続きを行う。</p> <p>強制退去のために、弁護士や住宅等管理業者、ボランティア等から動物愛護管理センターに相談があったことにより、多頭飼育問題の発見につながることもある。</p>	弁護士、裁判官
弁護士事務所	<p>弁護士事務所や弁護士は様々な局面で関与している。例えば、強制退去のための調整の際に弁護士から動物の引取り相談が寄せられ多頭飼育問題の発見につながる事例、強制退去や多頭飼育問題の解消を求める住宅等所有者の弁護士との調整の結果、飼い主の転居により多頭飼育問題が収束した事例などがある。</p> <p>その一方で、弁護士が、行政や社会福祉協議会等の関係者の会議に参加し、飼い主の破産手続等に協力した事例、弁護士事務所が保佐人として判断能力が不十分な飼い主を支援し、多頭飼育状態の改善に寄与した事例などもある。</p>	弁護士
住宅等管理業者	<p>賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に基づき、賃貸住宅の管理業務を担う。</p> <p>管理する住宅で多頭飼育の事象が発生した際に、近隣住民等からの苦情が住宅等管理業者へ寄せられた場合や、または住居契約に違反する行い（家賃滞納・ペット不可の住宅での飼育等）をきっかけとして多頭飼育問題の発見につながることもある。</p>	—
住宅等所有者	<p>住宅の所有者であり、民法や借地借家法に基づき、建物の管理・修繕等を実施する。</p> <p>動物の糞尿による汚損や家賃滞納、近隣住民からの苦情により、住宅等所有者がこれを把握するに至り、多頭飼育問題の発見につながることもある。</p>	—
自治会、町内会、区会	<p>日本の集落又は都市の一部分（町）において、その住民等によって組織される親睦、共通の利益の促進、地域自治のための任意団体・地縁団体とその集会・会合である。市町村や住民によって様々な名称で存在している。</p> <p>飼い主が近隣住民へ悪影響を及ぼしている場合には、近隣住民からの苦情が自治会・町内会等を通じて寄せられることが多い。</p>	—

関係主体	主な役割・関与等	関係する職位・有資格者
近隣住民	飼い主の自宅からの悪臭や鳴き声、放し飼いの動物に対する苦情や飼い主の生活状況に関する相談を地方自治体、警察、自治会・町内会、住宅等管理業者等に寄せられることで、多頭飼育問題の発見につながることもある。	—
飼い主の親族	飼い主の飼育状況を見かねたり、飼い主の入院や死亡によって、親族が動物の世話をせざるを得ない状況になったりした場合、親族から動物愛護管理センター等に相談が寄せられることで多頭飼育問題の発見につながることもある。多頭飼育問題の対応時には、飼い主への治療や社会福祉サービスを受ける事への推奨や動物の所有権放棄についての説得や手続、動物の譲渡先探し等多岐にわたる関与がみられる。	—

このように多頭飼育問題を解決するに当たっては、飼い主を取り巻く関係主体と連携しながら取り組むことが必要です。

(2) 地域住民等による協力

多頭飼育問題を探知・発見し、対応し、見守るなかで、問題に深く、しかも長く関わることになるのは、家族、親族、近隣住民、住宅の所有者・管理者である大家等です。

まず、地域の自治会や近隣住民は、多頭飼育問題に起因する悪臭・騒音・害虫等の発生による生活環境の悪化の影響を受けている被害者とも言える存在です。そのため、状況の改善を求めて行政に強い苦情を寄せることが多く、しばしば担当者が飼い主と住民の間で板挟みになることがあります。

そこで、多頭飼育問題への対応前には対応の概要について、また、対応中にある場合は、必要に応じて説明可能な範囲で、対応状況や今後の見通しなどについて、情報共有する必要があります。自治会等を通して地域住民や大家に説明するなど、彼らの不安や不信感を取り除くことで、円滑に対応することが可能となります。中には、飼い主宅前に公用車を駐車する、屋外で飼い主と話をする等、適切に指導を行っている様子を近隣住民に見せることを心がけていた事例もありました（第3章2.（5）を参照）。

他方で、地域の自治会や近隣住民は、多頭飼育をしている飼い主の生き立ちや元々の暮らしぶり、家族構成やライフイベントなどを知っている人々でもあります。また、飼い主の孤立を理解し、心配していることもあります。飼い主のセルフ・ネグレクト状態を改善し、社会的孤立を解消するための説得に際し、近隣からの情報や協力が功を奏する可能性もあります。

地域住民等の理解を得ることは、日常生活・日常業務のなかで「いつもと違う」「何かおかしい」と感じたときに、相談、連絡をしてもらおうといった地域による緩やかな見守りにつながります。また、動物の譲渡先を探す際に協力が得られる可能性もあります。

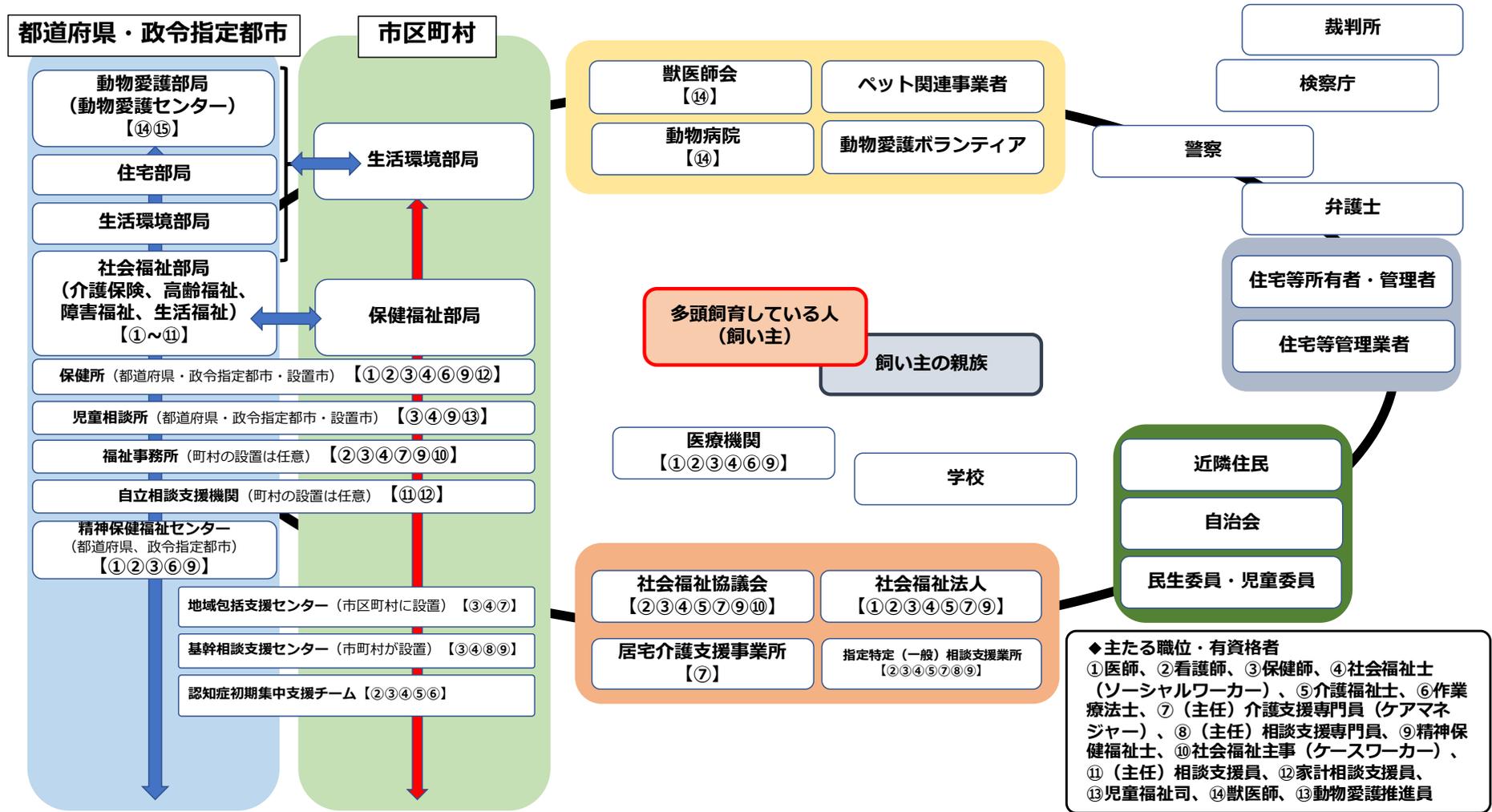


図 8 多頭飼育している飼い主を取り巻く相関図 (イメージ)

(3) 専門家による協力と助言

多頭飼育問題への対応にあたっては、社会福祉や動物愛護管理等に関する専門家・研究者等の協力を得ることも重要です。

人の医療の観点では、多頭飼育問題に陥る飼い主は、からだやこころの問題を抱えていることが多く、十分なケアがされていないことがあります。医師等の適切な専門家につなぎ、飼い主が適切な治療等を受けることができれば、健康状態の改善が期待できるでしょう。とりわけ、こころの悩みについては、保健所や精神保健福祉センター等の精神保健福祉士に相談し、適切な医療に結びつけることも考えられます。

また、動物の医療の観点からは、繁殖を防ぐための不妊去勢手術の実施が不可欠であるほか、動物の健康状態を改善するための駆虫やワクチン接種、けがや病気の個体の治療、動物虐待に関する獣医学的所見の提供等、獣医師の果たす役割は大きいと考えられます。また、獣医師会の中には、動物の飼育に関する相談窓口の設置等、地方自治体と獣医師会が連携して適正飼養の普及啓発や多頭飼育問題の予防に取り組んでいるところもあります。災害時の対応等のため、あらかじめ協定等を締結しているところもあります。こういった連携体制の構築と、平日頃の情報共有が重要です。

平時から、地域の専門家について情報収集しておき、必要に応じて協力と助言が得られるように備えておくことが望ましいでしょう。

(4) 動物愛護ボランティアの協力

① 動物愛護ボランティアとの連携の重要性

多頭飼育の現場では、適正飼育にかかる助言、動物のケア、治療や一時預かりに伴う動物の捕獲・輸送、譲渡等、様々な活動が必要となります。行政側の担い手が限られる中、しばしば、動物愛護ボランティアが動物の状況の改善に重要な役割を果たしています。

都道府県知事等により委嘱される動物愛護推進員は、動物への理解と知識の普及のため、地域の身近な相談員として地域住民の相談に応じる、求めに応じて適正な飼育に関する助言を行うなど、様々な活動を行っており、動物愛護管理行政と地域をつなぐ存在と言えます。

また、一定頭数以上の動物を取り扱い、動物シェルターを非営利で運営している第二種動物取扱業者も存在します。

この他にも、個人や団体、多様な人々が動物愛護ボランティアとして活動しており、その目的及び活動内容は多岐にわたります。

その一方で、活動に伴って様々なトラブルが生じる可能性もあります。動物の保護を優先するあまりに飼い主や関係者との調整が十分でなかったり、適切な手続きをとらなかったりすることで、その後の活動に差し支えるが出てくることもあります。

劣悪な状況におかれている動物の救護は重要なことですが、たとえその動物を救護しても、飼い主が行動を変えなければ、多頭飼育問題は容易に再発し、また新たな動物が同じような状態におかれることとなります。動物の救護だけでなく、その飼い主の置かれている状況も把握し、どうすれば飼い主も動物も幸せになるのかを考えることが、根本的な解決の近道となります。

② 動物愛護ボランティアの活動内容の例

動物愛護ボランティアの活動内容は多岐にわたり、団体・個人、有償・無償含め様々なボランティアが存在します。人的資源、活動資金が限られる一方で、行政組織のように必ずし

も公平性や受益者負担等に縛られないことから、柔軟な対応をすることが可能かもしれません。以下にその活動内容の例をご紹介します。

- ・ **見守り**

飼い主の自宅等を訪問して、飼い主が動物を適正に飼育することができるようにアドバイス等を行い、見守り等のサポートを行う活動です。例えば、動物の健康管理や正しい飼育知識についてアドバイスすること、不妊去勢手術の説得を行うこと、飼い主と動物の橋渡し役となって動物を守ることなどが考えられます。

- ・ **救護・移送**

劣悪な飼育環境にいる動物を救出・保護するため、飼い主の自宅等を訪問して動物の捕獲作業を行い、動物愛護管理センター、保健所、動物病院、譲渡先、一時預かり先までの輸送へ協力する活動です。

- ・ **一時預かり**

動物の飼育が困難になった飼い主から一時預かりの依頼があった場合や、動物の個体数が多いことから動物愛護管理センター等で全頭の受入れが困難な場合等に、譲渡先が見つかるまで、一時的な自宅等での動物の飼育保管に協力する活動です。預かり期間は1か月以内の短期間から1年以上の長期間まで団体によって様々です。十分な知識、飼育経験をもとに、日常的な飼育管理を行うことが期待されます。

- ・ **譲渡**

動物と譲受けを希望する一般家庭等のマッチングを行う活動です（譲渡仲介）。動物愛護管理センターが主催する譲渡会等や譲受け希望者を探すための広報への協力だけでなく、普段から広域的に活動しているボランティアの中には、独自のネットワークや媒体（譲渡会、HP、SNS等）を持ち、譲渡活動を推進しているボランティアもいます。

- ・ **専門職による治療・看護等**

獣医師、動物看護師等による不妊去勢手術や動物の治療・看護、トレーナー等によるしつけや動物の取扱い方に関する助言等が考えられます。過密な飼育状況下では、寄生虫や感染症が発生しやすく、また動物が人慣れしていないため、一般家庭への譲渡が困難なことがあります。専門家の協力により動物の健康状態が改善し、適切なしつけがされることで、譲渡が進むことが期待されます。

③ 協力にあたっての留意事項

地方自治体と動物愛護ボランティアの連携のためには、それぞれの役割を互いに理解することが重要です。動物愛護ボランティアの数や規模は地域的な偏りがあり、慢性的にボランティア人材が不足している地域もあります。このような場合、地方自治体がボランティアを育成することも選択肢の一つです。リーダーや調整役を担う人材の育成も重要です。

地域の動物愛護ボランティアとは、研修会の開催や動物愛護管理センターにおける活動などへの協力を通して、信頼関係を構築しておくことが重要です。平素より協力関係にある地域の動物愛護ボランティアは多頭飼育問題が生じた時だけでなく、災害時の救護対応などにおいても強力な連携のパートナーとなるでしょう。

ボランティア活動に当たっては、活動中のけがや事故等への備えとして、ボランティア保険への加入を勧めたり、ボランティアの活動にルールを設けたりすることも検討しましょう。

大規模な多頭飼育問題が発生した時には、全国から動物愛護ボランティアが動物の救護のために駆けつけ、地域の関係主体の活動とは別に独自の活動を展開するといった事例もあることから、対応に混乱を生じさせないためにも、ボランティア活動のためのルールは重要です。混乱が生じた場合は、対応初期の方針(自分たちは解決のために何をしようとしていたのか)に立ち戻って状況を整理しましょう。

また、動物愛護ボランティア等や民間の動物シェルター自体が、動物の救護を優先するあまりに自らの救護能力を超えて動物を保護した結果、動物を適正に飼養できなくなり、二次的に多頭飼育問題が生じる危険性もあります。動物愛護ボランティアは、動物の受入れに関する自らのキャパシティを把握し、これを超えることのないよう心がけること、また、行政側は、善意で関わっている動物愛護ボランティアに過剰な負担がかからないように、受入れ側の能力を踏まえた動物の取扱いが行えるように全体像を把握することなど、関係者同士で情報共有しながら対応方針を定めることが大切です(第3章2.(6)を参照)。行政区をまたいで広域的に活動をしている動物愛護ボランティアについては、一つの地方自治体では活動実態の全容が把握しづらいことがあります。知らぬ間に過大な負担をかけていたということにならないよう、十分なコミュニケーションを心がけましょう。

2. 関係法令

多頭飼育問題への対応を行うにあたって関係する各種法令をまとめました。対応にあたって知っておくべき法令として、「飼い主の生活支援のための法令」、「行政指導等を行うための法令」、「行政指導等を行うにあたって知っておくべき法令」、「対応全般を通して知っておくべき法令」の4分類に分けました。

「対応全般を通して知っておくべき法令」では、対応の全段階において重要となる個人情報保護法を取りあげています。多頭飼育問題への対応にあたって、連携主体に必要な情報を共有するために、あらかじめ個人情報の取扱いに関する制度の確認やルールについて検討しておく必要があります(第2章4. 対策にあたっての留意事項(1)個人情報の取扱い及びコラム6を参照)。

表 10 飼い主の生活支援のための法令

法令名	概要
社会福祉法	<p>社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ることにより、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。</p> <p>「社会福祉事業」と「社会福祉を目的とする事業」を分類し、前者について列挙・整理する。都道府県と市に、社会福祉政策に関わる部局として「福祉事務所」を設置する義務を明記している。都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、都道府県地域福祉支援計画の策定に努めるものとされる。また、社会福祉協議会のあり方についても定められている。</p>

法令名	概要
生活保護法	<p>日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。</p> <p>生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。</p>
老人福祉法	<p>老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。</p> <p>国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。</p>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	<p>障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。</p>
介護保険法	<p>介護や機能訓練、看護、療養上の管理その他の医療を要する者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスや福祉サービスに係る給付を行うために介護保険制度を設け、介護保険制度における保険給付等に関する必要な事項を定める法律。</p> <p>平成 23 年(2011 年)の改正では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される包括的な支援体制(地域包括ケアシステム)の構築を目指すことが定められた。</p>
生活困窮者自立支援法	<p>生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする法律。</p> <p>市及び福祉事務所を設置する町村は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。生活困窮者自立支援制度には、包括的な相談支援である自立相談支援事業と、本人の状況に応じた支援として住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業等の諸事業が設けられている。</p>

法令名	概要
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	<p>高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。</p> <p>高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担軽減を図ること等による高齢者虐待防止に資する支援のための措置等を規定する。</p>
民法(第7条等成年後見制度)	<p>成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な人を保護し支援する制度。</p> <p>法定後見制度と任意後見制度に分かれ、法定後見制度は本人の判断能力の程度等に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つにさらに分けられる。法定後見制度では家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が本人の利益を考慮しながら、本人に代理して法律行為をしたり、本人の法律行為に同意を与えたり、本人が同意せずにした不利益な法律行為の取り消し等を行う。任意後見制度では、本人の判断能力があるうちにあらかじめ自分が選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活や療養看護、財産管理等に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で締結する。</p>
児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	<p>児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。</p> <p>児童虐待の定義やその禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方自治体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を規定する。都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員または児童福祉事務に従事する職員に児童の住所または居所に立ち入り、必要な調査または質問をさせることができる。</p>
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。</p> <p>国及び地方自治体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有することを規定している。都道府県は配偶者暴力相談支援センターを設置しなければならない。DV被害者を発見した人は、警察や同センターに通報する努力をすること、また医師・医療関係者は被害者本人の意思を尊重したうえで通報できることを定めている。</p>

法令名	概要
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)	<p>障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。</p> <p>障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担軽減等に資する支援のための措置等を規定する。国や地方自治体の障害者福祉部局や関係機関、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者福祉の関連団体等、学校の教職員、医師、保健師等障害者福祉に係わる者は、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局または当該市町村が設置する施設において、当該部局または施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにしなければならないことが定められている。</p>

表 11 行政指導等を行うための法令

法令名	概要
動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）	動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することにより、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする法律。
狂犬病予防法	狂犬病を予防、蔓延 ^{まん} 防止、撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする法律。 犬の所有者は、犬を取得した日から 30 日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村（特別区であれば区長）に犬の登録を申請しなければならない。また所有者は狂犬病の予防注射を毎年 1 回受けさせなければならないことが定められている。
悪臭防止法	規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。 都道府県知事等は、住民の生活環境保全のため悪臭を防止する必要があると認める地域を指定し、規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、特定悪臭物質または臭気指数の規制基準を定める。市町村長は、事業場において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告・改善命令を行うことができる。また、国民は、愛がん動物の飼養やその他日常生活による悪臭発生により周辺地域における住民の生活環境が損なわれないように努めなければならないことが定められている。
民法（建物明渡請求（強制退去））	民法第 3 編第 2 章第 1 節第 4 款は契約の解除を規定し、第 541 条は催告による解除について「当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる」と定める。また、第 542 条では催告によらない解除として、債務全部の履行が不能である場合等は、債権者は、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる」と定めている。 契約解除後、物件明渡しのために、建物明渡請求訴訟を提起する。勝訴した後、強制執行は、申立てにより、裁判所または執行官が行う（民事訴訟法第 2 条）。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法）	廃棄物排出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律。 廃棄物の定義や産業廃棄物処理業等について規定する。国民は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方自治体の施策に協力しなければならないと定められている。施行令第 6 条第 1 号ホに、産業廃棄物の保管基準が規定されているが、家庭や事業者には、一般廃棄物の処理基準は適用されない。

法令名	概要
消防法	<p>火災の予防、警戒、鎮圧により、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、安寧秩序を保持することにより、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。</p> <p>消防長、消防署長、消防吏員は火災予防に危険である物件や消火・避難活動に支障がある物件の所有者等に、危険物又は放置され、若しくはみだりに存置され燃焼のおそれのある物件の除去やその他の処理等を命じることができる。</p>
建築基準法	<p>建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることにより、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。</p> <p>建築物の所有者、管理者、占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定められている。特定行政庁⁷は、建築物の敷地、構造、建築設備が著しく保安上危険であり、または著しく衛生上有害であると認める場合は、当該建築物またはその敷地の所有者等に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、改築、増築、修繕、使用禁止、使用制限等の措置を命じることができる。</p>
化製場等に関する法律 (化製場法)	<p>化製場又は死亡獣畜取扱場を規制し、死亡獣畜の処理及び動物の飼養または収容によって起こる衛生上の危害の発生を防止し、生活環境を保全することを目的とする法律。</p> <p>この法律で対象となる「獣畜」は、牛、馬、豚、めん羊及び山羊である。同法第9条第1項は、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物（牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、鶏、あひる、その他都道府県条例で定める動物）を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならないと定めている。第9条1項に違反した場合は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金が科せられる。</p>

⁷ 建築主事を置く地方自治体の長のこと。都道府県及び人口25万人以上の市には建築主事の設置が義務付けられており、25万人未満の地方自治体でも設置することができる。

法令名等	概要
動物愛護管理条例（飼い犬管理条例等含む）	<p>動物愛護管理法に基づき制定される条例で、動物の健康及び安全の保持、市民の間に動物愛護の気風を高めること、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止すること、それらにより人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>飼い主の責務や遵守事項、動物の引取り、譲渡、立入検査等を定める。飼い主の遵守事項には、動物が繁殖して適正な飼養が難しい場合は、繁殖防止のために不妊去勢手術等を行うことが含まれる。飼い主が動物を適正に飼養していない場合は、市長は勧告や措置命令を行うことができる。地方自治体の中には条例で犬猫の多頭飼育の届出を定めている場合がある（多くは10頭以上を基準としている）。</p>
犬の危害防止条例	<p>犬による人や動物等への危害を防止し、住民の社会生活の安全や公衆衛生の向上を図ることを目的とする条例。</p> <p>飼い主は飼い犬を、一定の場所に、綱、鎖その他のものよってつないでおかなければならない（自己の所有、占有する場所において、おり、さく、塀等の囲いを設けて飼い犬を収容するとき等はその限りではない）。違反者に対して、市長は犬の繋留等を命じることができる。犬の危害防止条例のなかで、飼い犬が繁殖して適正飼養が難しくなった場合に繁殖防止のため飼い主が不妊去勢手術等を行うことを含めている地方自治体もある。</p>
不良な生活環境を解消するための条例関連（いわゆるごみ屋敷条例）	<p>建造物等における不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関し必要な事項を定め、その状態の解消を図ることにより、堆積者及び近隣住民が安心して暮らすことのできる安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする条例。</p> <p>不良な生活環境の一つとして、多数の動物の飼育、これらへの給餌若しくは給水により生活環境等に係る衛生等の不良な状態が定められている場合もある。不良な生活環境の解消は堆積者自らの責任であるが、不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当事者に寄り添った支援を行うことを条例で定める地方自治体もある。</p>

表 12 行政指導等を行うに当たって知っておくべき法令

法令名	概要
民法	<p>民法第2編第3章は所有権を規定し、第206条は所有権の内容として「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」と定める。動物は飼い主の所有物にあたる。</p>
刑法	<p>刑罰と、刑罰を科せられるべき行為である犯罪を規定した法律で、広い意味で犯罪を防止し、刑罰を科すことにより社会秩序を維持し、国民全体の利益を守る機能を持つ。</p> <p>公務執行妨害（第95条）及び職務強要、住居侵入罪（第130条）、窃盗（第235条）、器物損壊（第261条）に関する規定等については、立入検査等の対応にあたって民法の所有権とあわせて知識を得ておくことが望ましい。</p> <p>仮に動物を保護しなくてはならない状況が明らかだとしても、住居内だけでなく庭に立ち入ることも住居侵入罪に該当すること、また、所有権を放棄していない動物を勝手に保護することは窃盗に当たることなどは、関係者が十分に理解しておく必要がある。</p> <p>また、人に対する傷害罪（第204条）や暴行罪（第208条）、保護責任者遺棄等罪（第218条）等についても定めている。</p>
警察官職務執行法	<p>警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする法律。</p> <p>犯罪の予防及び制止について、第5条は「警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる」と定める。</p>
刑事訴訟法	<p>刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする法律。</p> <p>現行犯逮捕について、第213条は「現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる」と定める。</p>

表 13 対応全般を通して知っておくべき法令

法令名	概要
個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）	<p>個人の権利利益を保護することを目的とする法律。</p> <p>個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定めている。また、個人情報保護に係る国、地方自治体の責務を明らかにし、事業者に対しても遵守すべき義務等を定めることで、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方自治体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用を目指している。地方自治体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。</p>
個人情報保護条例	<p>個人情報保護法の理念に加え、地方自治体（都道府県、市区町村、広域連合）における個人情報の取扱いについて定めた条例。全国で2,000程度の条例が存在する。</p>

3. 多頭飼育問題への対応—関係者が協力して問題を解決しましょう

(1) 多頭飼育問題への対応の流れ

多頭飼育問題への対応は、時系列的に予防・発見・発見後対応・再発防止の4つに大きく分けることができます。

多頭飼育問題は、人と動物の命や健康にも関わることから、3つの影響が深刻化する前の段階で問題を察知し、対応することが極めて重要です。早期対応により、動物の個体数増加を最小限に留めることができ、3つの影響だけでなく対応に係る労力や費用も最小限に抑えることができます。

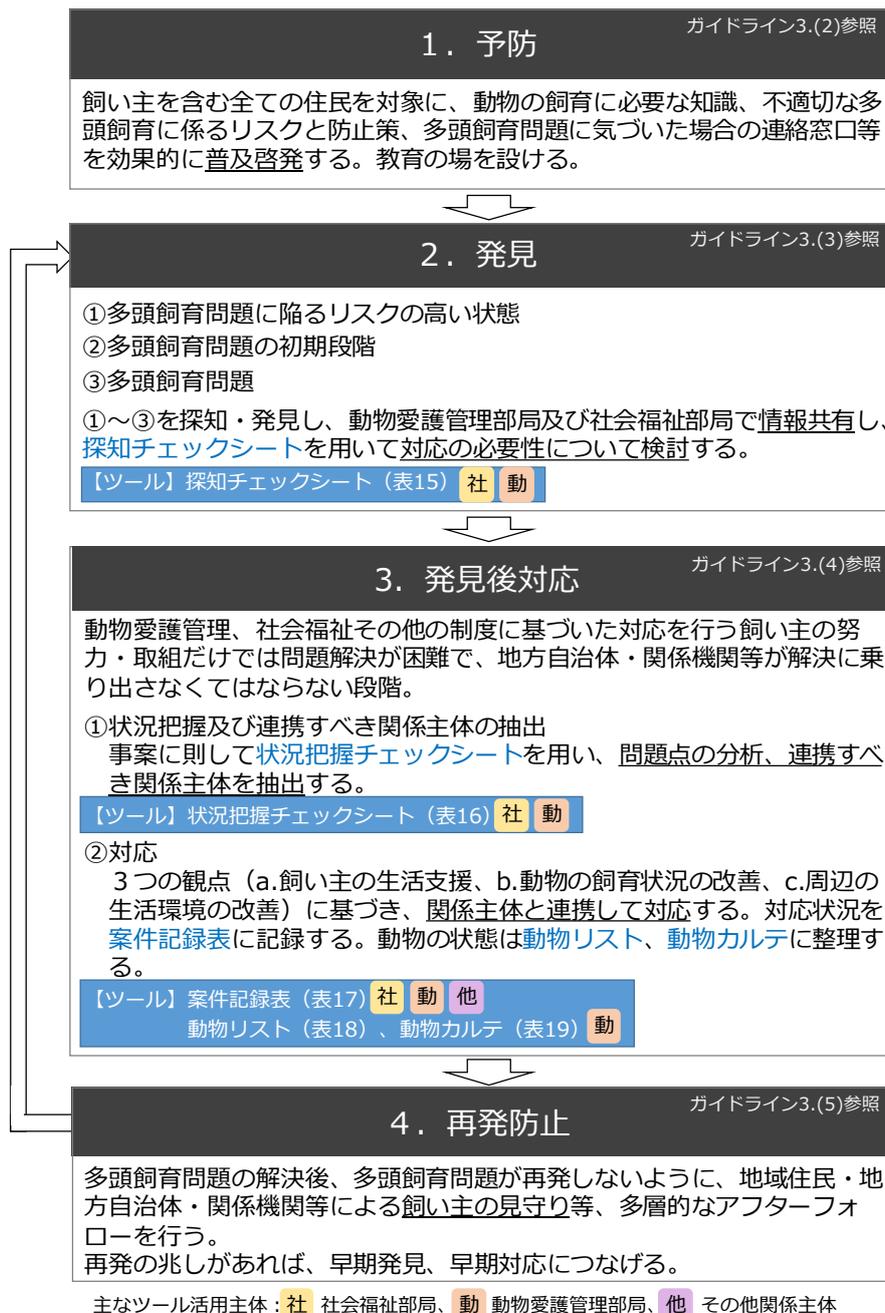


図 9 多頭飼育問題への対応フロー（概要）

(2) 予防

動物を適正に飼育してもらうための普及啓発は、地域全体で多頭飼育問題を含む動物の飼育に起因する問題を未然に防止することにつながります。

飼い主が個体数を増加させてしまう理由は様々ですが、その要因として、動物の適正な飼育の方法を飼い主が十分理解していないことや、適切な判断ができないことが挙げられます。

多頭飼育問題を予防するためには、動物に関する正しい情報（動物の繁殖生態、しつけの大切さ、動物の寿命、習性、生理等）、動物の飼い主として求められる責任（終生飼養、不妊去勢手術の実施、近隣住民への配慮等）、飼育に関する相談窓口（飼育で困った時の相談先や早期に相談することの重要性等）、地方自治体の制度・取組（動物の引取り手数料の減免、不妊去勢手術費用の助成制度等）に加えて、多頭飼育問題により引き起こされる3つの影響とそのリスク等を一般に周知することが重要です。

このように広く住民に働きかけ、地域全体がリスクを軽減したり、予防したりすることを「ポピュレーションアプローチ」と言います。既に多くの動物愛護管理局で様々な冊子やパンフレット、セミナー等による普及啓発に取り組んでいますが、動物に関心がない人にも情報が届くよう、地域の生活や住宅管理、社会福祉を担う部局等の協力を得ながら、効果的な普及啓発に取り組むとよいでしょう。学校教育や動物愛護管理センター等で開催する講習会などにより、動物の適正飼育について学ぶ機会を提供することも非常に大切です。

動物の飼育にあたっては、飼い主が正しい知識を学び、それを実現するためには何が必要なのかを考え、その方法を実行する必要があります。給餌・給水、糞尿の始末、温度・湿度の管理、清潔の保持、予防注射等の健康管理、動物がけがや病気になったときに必要な治療を受けさせること、動物に介護が必要になったときにケアをすること、災害のときには一緒に避難することといった適切な飼育管理、また、飼い主の転居や出産のほか、入院、介護施設等への入所等、飼い主が動物を世話できなくなったときに、飼い主に代わって確実に面倒を見てくれる人を確保することなど、きちんと動物を飼うためにすべきことはたくさんあります。飼い主には、飼育する動物に見合う適切なこれらのお世話（手間・時間、お金、飼育スペースの広さ、必要な資機材を含む）を、動物が命を全うするまで提供できるかどうかについて、理解を求めましょう。

さらに、複数の動物を適切に飼育管理するためには、一頭だけを飼育するときとは異なる配慮が必要です。動物どうしの行き過ぎた闘争（けんか）が起きないようにする、全ての個体に餌がいきわたるようにする、個体ごとの健康状態を把握することや、犬猫ならば人とのふれあいや動物同士のふれあいによって社会化をすることも非常に重要です。また、動物を高密度で飼育すると感染症や寄生虫が蔓延しやすくなるので、そういった場合に通院や治療、飼育場所の隔離、個別のケアといった適切な対処ができる数以上は飼育しないようにしなければなりません。

また、こうした情報を飼い主だけでなく、家族や親族、近隣住民等に周知することで、多頭飼育問題が深刻化する前に周囲が気付くことが期待されます。多頭飼育問題の兆しを発見した場合に相談できる窓口を明確化し、周知することにより、情報を把握できる環境を整備しておくことは多頭飼育問題の未然防止や早期対応のために重要です。

(3) 発見

多頭飼育問題の発見については、飼い主を取りまく親族、近隣住民、学校関係者、社会福祉関係者、ペット関係事業者等の多様な関係者が関与していることがわかっています(表14)。

表 14 「多頭飼育に係るアンケート」に見る多頭飼育状態の発見時の状況

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等による相談・ 保健所の保健師が飼い主の新生児訪問時に発見し、情報提供・ 生活保護のケースワーカーが飼い主の家庭訪問時に探知し、情報提供・ 入院していた飼い主が退院し自宅に訪問した介護支援専門員の情報提供・ 飼い主の子供の悪臭からネグレクトを疑った学校関係者や児童福祉司などからの通報・ 飼い主が動物愛護管理センターへ、増えた動物の引取りについて相談・ 飼い主が病気になって入院しなければならなくなったとの親族から保健所へ相談・ 動物飼育禁止の公営住宅で動物を飼育している、悪臭や鳴き声に迷惑しているとの近隣住民からの通報・ 頻繁な動物の死体の持ち込みから虐待を疑った動物葬儀関係者からの通報・ 購入を繰り返す飼い主の行動を不審に思ったペットショップからの通報・ 飼い主と住居立ち退きについて調整していた住宅等管理業者からの相談・ 飼い主が住んでいる公営住宅を管理する公社の職員からの情報提供 |
|--|

なかでも、飼い主の生活に密接に関係する福祉事務所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉事務所の職員や訪問介護員（ホームヘルパー）等の社会福祉施策の担い手により発見される場合が多いようです。ある地方自治体では、ケースワーカーに対して生活保護受給者の動物の飼育状況を把握するためのアンケートを実施したところ、生活保護受給者のうち、一部の人は猫を飼育し、かつ飼育個体数が多い傾向にあることがわかりました。また、動物の多頭飼育を発見したとしても社会福祉事業者はどのように対応してよいかわからないといった悩みを抱えていることも明らかになっています。

一方、動物愛護管理部局に相談や通報が寄せられた場合に、飼い主が介護や治療、経済的支援といった生活支援を必要としていると思われる場合もしばしばあります。この場合、速やかに動物愛護管理部局から社会福祉部局へ情報共有することが、円滑な対応のために非常に重要となります。また、既に飼い主が社会福祉に係るサービスを利用している場合は、足並みを揃えた対応を行うためにも適切に情報共有することが望ましいと考えられます。

「発見」は、多頭飼育問題やそのおそれがある状態が外部に明らかになることを指します。多頭飼育問題の進行の程度に応じ、以下の3つの段階に分けられます。

- ・ **多頭飼育問題に陥るリスクが高い段階での探知**
多頭飼育問題に陥るリスクが高い状態にある飼い主を地方自治体等が早期に探知し、指導等を通じて、不適正な多頭飼育の発生防止に努めることができる段階
- ・ **多頭飼育問題の初期段階での探知・発見**
既に多頭飼育問題が生じている事案について、事態が深刻化する前に探知・発見した段階
- ・ **多頭飼育問題の発見**
既に深刻化した多頭飼育問題（いわゆる多頭飼育崩壊といわれる状態）を発見した段階

①多頭飼育問題に陥るリスクが高い段階での探知

多頭飼育問題を未然防止するために、多頭飼育問題に陥るリスクが高い状態を早期に探知する段階です。

近隣住民や民生委員、行政、社会福祉事業者、地域見守りサポーター（高齢者に身近な立場での見守り・声かけ活動を実施するボランティア）といった飼い主に比較的近い立場にある地域の関係者に、多頭飼育問題の影響や早期対応の重要性を認識してもらうことが重要です。多頭飼育問題に陥る可能性のある世帯等について、地域の関係者にアンケート調査を実施する、多頭飼育問題の状況判断を容易にし、どのような対応を行うかについて整理したフローチャートを作成する等によりリスクが高い飼い主の探知に努めている事例もあります。ペットショップや動物葬祭業等を営むペット関連事業者も、多頭飼育問題の早期発見に資する関係主体となりえます。こうしたペット関連事業者に多頭飼育問題について周知し、動物の適正な飼育に関する飼い主への情報提供や多頭飼育問題に陥るリスクが高い状態の早期発見のための通報等について協力をお願いした事例も存在します（第3章2.（6）を参照）。

多頭飼育問題に陥るリスクが高い飼い主に対して、そのリスクを下げるように働きかけることを「ハイリスクアプローチ」と言います。動物愛護管理部局の担当者や、普段飼い主と接する機会のある社会福祉部局の担当者は役割分担や連携を調整した上で、飼い主に以下のような情報提供、助言、指導等を行います。

- ・繁殖制限措置を講じなければあっという間に動物の個体数が増加してしまうこと
- ・それにより引き起こされる問題
- ・繁殖、拾得、譲渡、購入等の動物の増加要因に応じた対策

【コラム 3】 条例に基づく多頭飼育の届出

動物愛護管理法第9条に「地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。」と規定されていることから、動物愛護管理条例で一定数以上の動物を飼育する場合に届出制度を導入し、なかには地方自治体の開催する講習会の受講を義務づけているところもあります。

また、化製場法に基づく化製場等に関する法律施行条例に基づき、指定区域内（住宅地、市街地、観光地を含む区域）において条例で定める一定数以上の動物を飼育する場合、動物の飼養又は収容の許可を要する地方自治体も存在します。

多頭飼育に係るアンケート調査結果によると、地方自治体による多頭飼育の届出制度（登録、届出等の条例又は要項等による制度）は約4分の1にあたる地方自治体で導入されています。

②多頭飼育問題の初期段階での探知・発見

既に飼い主の飼育可能頭数を越えた、もしくは超えつつある動物を飼育しているものの、飼料や糞尿の片付けがある程度行われており、飼い主自体も一定の社会生活が行えているといった初期の段階での探知、発見です。

この段階では、ハイリスクアプローチに加え、以下のような対応を飼い主にさせたり、助言、指導等をしたりします。この場合、関係主体は、①の場合の行政担当者だけでなく、必要に応じて動物愛護ボランティアにも加わってもらいます。

- ・不妊去勢手術を行う動物を特定し、実施する日、実施する場所（動物病院）、費用負担等について、飼い主と相談して決める
- ・家屋の内外が動物の飼育環境として清潔に保たれているか等を確認し、不適切な場合は改善させ、定期的に見守りに来る旨を伝える
- ・初期段階であっても、飼い主の健康状態等によって十分な世話ができない状況等がみられる場合は、譲渡団体への譲渡等を決断してもらう

③多頭飼育問題の発見

既に多頭飼育状態が深刻化し、近隣住民からの苦情が発生する等周囲に問題が露呈している、いわゆる多頭飼育崩壊と称される段階での発見です。動物の糞尿が残置され、飼い主の家屋及びその周辺で悪臭や害虫等の発生、あるいは、動物の鳴き声による騒音の発生、不適切な放し飼い等の問題により、近隣住民や周辺地域に被害が及んでいる状況です。このような状況下では、飼い主と近隣住民との関係性がかなり悪化している可能性があります。

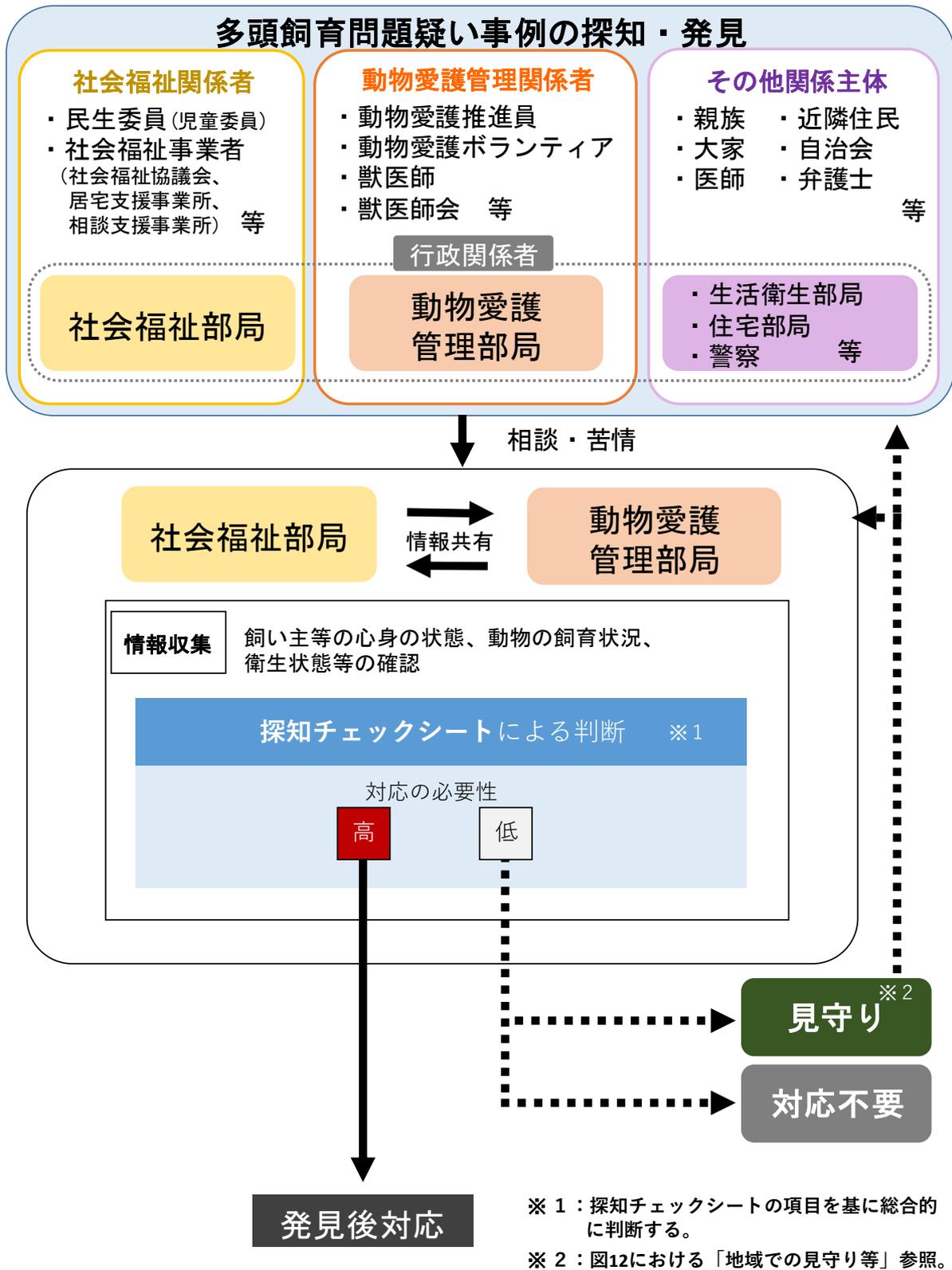
住宅等管理業者等からの退去要請・退去命令を巡るトラブルから多頭飼育問題が発見されることもあります。早期の発見につなげることができれば、飼い主が退去を余儀なくされるリスクの低減につなげることが可能となります。

以上の①～③のいずれの段階にあっても、探知、発見した方からの相談、通報により、不適切な飼い主への生活支援や不適切な多頭飼育への対応の必要性を感じたら、早期の段階で社会福祉部局、動物愛護管理部局間で情報共有しましょう。

通報者等からの聞き取り、その他情報収集、現地調査等を行い、探知チェックシート（表 15）に記入して情報を整理します。情報を整理することで対応の必要性の高低についての判断が容易となります。また、発見後対応における現地調査等の検討材料や、社会福祉部局以外の関係主体との情報共有の際の資料としても役立ちます。

ただし、効果的な対応には連携主体間の一定の情報共有が不可欠ですが、個人情報の取扱いには十分注意しなければなりません（第 2 章 4. 対策に当たっての留意事項（1）個人情報の取扱い及びコラム 6 を参照）。個人情報の取扱いについては地方自治体ごとに個人情報保護条例で規定されており、対応方法も様々です。場合により、通報者・相談者の匿名性を確保する等の工夫も必要となります。探知チェックシートに盛り込むべき項目やどの程度記入すべきかについては、所属する地方自治体の個人情報保護の取扱いに係る規定を把握した上で、地域や個別の事例ごとに柔軟に判断するとよいでしょう。

発見



※ 1 : 探知チェックシートの項目を基に総合的に判断する。

※ 2 : 図12における「地域での見守り等」参照。

図 10 多頭飼育問題への対応フロー（発見）

表 15 探知チェックシートの例

目的：発見時の相談、通報や情報収集、現地調査等で得た情報を整理し、対応の必要性を検討する。発見後対応での現地調査の検討、関係主体との情報共有にも活用できる。
作成主体：社会福祉部局、動物愛護管理部局

記入年月日 _____

氏名 _____ 所属 _____

連絡先 電話番号： _____ e-mail： _____

1. 相談者等の情報 太枠：個人情報に当たるので取扱注意

氏名	住所
連絡先	電話番号： _____ e-mail： _____
当事者との関係	同居家族 ・ 別居家族 ・ 近隣住民 ・ 社会福祉関係者 ・ その他 (詳細：(例)町内会長、民生委員、ホームヘルパー等)

2. 飼い主等の情報

氏名	年齢	性別	男性 ・ 女性
住所	同居家族 なし ・ あり (続柄： _____)		
住居	種類	一戸建て ・ 集合住宅 ・ その他 (_____)	
	周辺環境	住宅密集地 ・ 郊外住宅地 ・ 農村/中山間地域 ・ 商業地/繁華街	
性格	非難・暴言	なし ・ あり	
	感情のコントロール	できる ・ やや困難 ・ 非常に困難	
	欲求のコントロール	できる ・ やや困難 ・ 非常に困難	
意思疎通	動物への過度の愛着	全くない ・ あまりない ・ ややある ・ 強くある	
	家族との関係	_____	
	近所付き合い	_____	
	行政・支援機関等とのコミュニケーション	誰とでも可能 ・ 特定の人物なら可能 (_____) 誰でも拒絶	

3. 現状
・重要度高に一つでも該当する場合、対応の必要性が高いと判断する。
・該当性は「○」か「×」で記載、もしくは選択肢に「○」をつける。不明な場合は「-」。

(1) 飼い主等の生活状況

チェック項目	重要度	該当性	備考
日常生活は自分でできるが、多少の支援が必要な状態である	高		
自分一人で日常生活を送ることが難しく、誰かの介護が必要な状態である	高		
経済的困窮により、最低限の生活(衣食住等)に支援を求めている	高		

(2) 動物の飼育状況

1. 飼育している動物の種類

犬 頭 _____ 猫 頭 _____ その他の動物(種類： _____)

チェック項目	重要度	該当性	備考
不妊去勢手術を行っていない動物がいる	高		
半年～1年の間に、動物の数が増えている	高		
動物は放し飼いにされている(家の内外を自由に出入りしている)	高		
狭い場所(ケージなど)に閉じ込められている動物がいる			
ずっと繋がれたままと思われる動物がいる			

3. 動物の状態

チェック項目	重要度	該当性	備考
極端にやせた動物や、ふらつきのある動物がいる	高		
けがをした動物、病気と思われる動物がいる			
動物の死体・骨がある	高		

(3) 衛生環境

チェック項目	重要度	該当性	備考
動物の臭いを感じる		屋内 屋外 周辺	
鳴き声その他動物の飼育に起因する音が頻繁に発生している		屋内 屋外 周辺	
動物の毛・羽毛が著しく飛散している		屋内 屋外 周辺	
動物の排泄物が目につく	高	屋内 屋外 周辺	
害虫が多数発生している、もしくははねずみが発生している	高	屋内 屋外 周辺	
地域住民等から動物の飼育状況に起因する苦情等がある	複数回は高	ない 1回 複数回	

4. 備考

(4) 発見後対応

「発見後対応」では、既に多頭飼育状態が深刻化しており、飼い主の努力・取組だけでは問題解決が困難で、地方自治体や関係機関、団体等が連携して対応することが求められます。

① 状況把握及び連携すべき関係主体の抽出

多頭飼育問題を発見した後は、現地調査等により収集した情報をもとに、状況把握、問題点の分析、連携すべき主体の抽出を行いましょ。状況把握チェックシート(表16)はそのためのツールの例です。状況把握チェックシートに、多段階評価を盛り込み、より詳細な判定に役立てることも考えられます。

なお、状況把握チェックシートにある「想定される連携先」については、あくまでも目安であり、地方自治体ごとに担当部局の名称や役割等は異なることから、地域の実情等を踏まえて柔軟に活用してください。

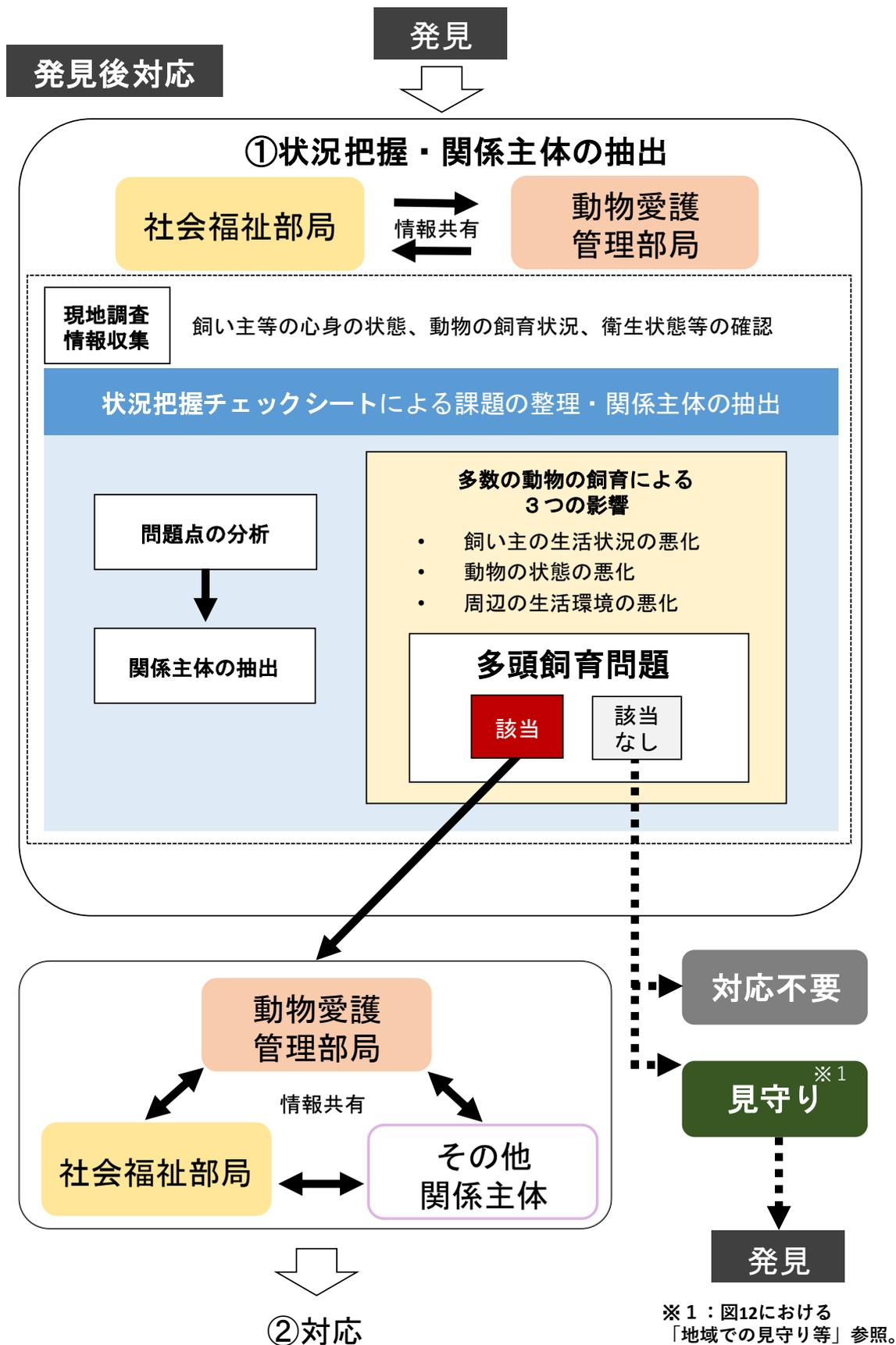


図 11 多頭飼育問題への対応フロー（発見後対応）

表 16 状況把握チェックシートの例（抜粋）

目的：発見後対応の段階で、情報収集・現地調査等の結果を整理し、状況把握、問題点の分析、連携すべき主体の抽出を行う。 主体：社会福祉部局、動物愛護管理部局			
1. 基本情報			
(1) 記載者情報			
記入日	記入者名		
所属	(行政機関名・部署や団体名称等を記載)		
連絡先	電話番号:	e-mail:	
(2) 飼い主等の情報 → 探知チェックシートを参照。			
2. 飼い主等の生活環境			
該当性は「○」か「×」で記載。不明な場合は「-」。			
チェック項目	該当性	備考	想定される連携先
(1) 日常生活			
1 日常生活は自分でできるが、多少の支援が必要な状態である。			社会福祉部局(介護保険、高齢福祉・障害福祉・生活福祉)、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域活動支援センター等
2 自分一人で日常生活を送ることが難しく、誰かの介護が必要な状態である。			
3 コミュニケーションを円滑にすることが、困難である。			社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉)、保健所、医療機関
4 経済的困窮により、最低限の生活(衣食住等)に支障をきたしている。			社会福祉部局(生活福祉)
(2) 住環境			
5 家屋の破損等により、人が住める状態ではない。			社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉) 住宅部局・生活環境部局、住宅等管理者、家主等
6 ライフライン(電気、ガス、水道)が途絶えており、代替手段がなく、生命維持に必要な最低限の生活に支障をきたしている。			社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉、生活福祉)

7 当該建築物等に害虫が多数発生しており、容易に確認できる。当該建築物等で、多数のねずみが発生している。			社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉、生活福祉) 住宅部局、生活環境部局、防災部局、住宅等管理者、住宅等所有者等
8 堆積物に多数の生ごみ、汚物及びそれが付着している物品等がある。			
9 臭気の判定を行った全員が、生活に耐えられない臭気があると判定した。			
(3) 家族の状況			
10 虐待等(身体的・性的・心理的・ネグレクト・経済的等)の疑いがある			社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉、福祉事務所、児童相談所、地域包括支援センター、地域活動支援センター、配偶者暴力相談支援センター、医療機関、学校、警察等)

3. 不適正な動物の飼育状況			
チェック項目	該当性	備考	想定される連携先
1 極端に痩せた動物や、ふらつきのある動物がいる			動物愛護管理部局(動物愛護管理センター)・保健所、動物病院、獣医師会、動物愛護ボランティア、動物愛護推進員、警察等
2 動物に、目やに、鼻水、耳の汚れ等がみられる			
3 動物に脱毛、皮膚の赤み、皮膚病等の症状がみられる			
4 痒そうにしていたり、頻りに体を掻いたりしている			
5 著しく毛玉ができたり、爪が伸び過ぎたりしている動物がいる			
6 以前に比べて動物の数が増えている(ように見える)			
7 動物の餌が固まったり腐ったりしたまま放置されている			
8 屋内または屋外に排泄物が堆積している			
9 屋内または屋外に動物の死体や骨がある			

② 対応

連携主体や関係者を含めて対応方針の検討に必要な情報を収集し、多頭飼育問題に係る総合的な判断のもと、「飼い主の生活支援」、「動物の飼育状況の改善」、「周辺の生活環境の改善」の3つの観点で踏まえた対応方針を決定し、方針に基づき対応します。

対応の際は、必要に応じて連携主体とともに同行訪問や現地調査を行います。動物愛護管理部局では、飼い主が何らかの健康上の問題を抱えていたとしても判断が難しく、様々な疾病、認知症、精神疾患、発達障害等を有する人と接するための知識やスキルが不足し、コミュニケーションに困難を伴う場合があります。一方で、社会福祉部局だけでは、飼い主の動物の飼育状況や健康状態に問題がないのか等の判断は難しいと考えられ、動物が動物由来感染症に罹患していた場合等にそれと知らずに接することで、飼い主だけでなく対応者自身が感染のリスクを負う可能性があります。社会福祉部局、動物愛護管理部局が同行して現地調査することで、相互に専門的な知見を補い合い、より円滑な多頭飼育問題の解決につながる必要があります。

個人情報共有にあたっては、飼い主本人に同意を得てから行うことが基本となりますが、本人同意が困難な場合もしばしばあります。そのため、関係主体に関与を求める際は、個人情報保護条例に抵触しない範囲での情報共有を行うに留め、同行訪問等を行うことで、関係主体各自が直接個人情報を得るといった工夫をしている事例もあります。

さらに、多頭飼育問題が周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている場合や飼い主が経済的に逼迫し、公営住宅や賃貸住宅等の家賃を滞納している場合は生活環境部局や住宅部局又は住宅等管理者と、深刻な動物虐待の疑いがある場合やトラブルが予見される場合は警察と対応を検討する必要があります。

なお、案件記録票（表 17）により経過を記録しながら多頭飼育問題の解決に取り組み、対応経緯を把握しやすくなるほか、職員間の引継ぎや解決後の課題の振り返りが容易になります。

飼育している動物リスト（表 18）、動物カルテ（表 19）を作成すれば、動物の種類、性別、年齢、毛色、不妊去勢手術の状況、ワクチン接種の有無等の記述に加えて、写真等を添えて整理することで個体識別に役立ちます。また、その後の治療や引取り・民間への譲渡方針の検討、進捗確認のための資料として役立つとともに、飼い主にとっても飼育の状況について改めて振り返るきっかけにもなります。

【コラム 4】対応者のバーンアウト対策

多頭飼育問題の解決にあたっては、飼い主との信頼関係を構築することが極めて重要です。

飼い主がコミュニケーションに問題を抱えている場合も多く、信頼関係の構築には非常に時間を要し、短期間で成果を期待するのは難しい場合も多々あるため、多頭飼育問題の対応者の精神的健康を保つための配慮が必要となります。

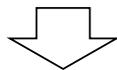
対応に対する評価の方法については、「改善あり」、「改善なし」、「悪化」等大きな枠で評価するだけでなく、評価項目や評価段階、達成目標を細かく設定したり自由記述欄で記録できるようにしたりする等、わずかな改善やプラスの兆候を記録するようにしておくことは、関係主体との連携を円滑にするだけでなく、対応する側のモチベーションを確保することにもつながります。飼い主の家を訪問しても、「最初は声をかけてもドアを開けてくれなかった」、「何度か訪問を重ねた後、ようやく返事をしてくれた」、「挨拶ができるようになった」、「会話ができるようになった」等、気長に関係を構築し、支援につなげている事例もあります。

解決には時間がかかるものと認識し、対応者が1人で問題を抱え込み、バーンアウトシンドローム（燃え尽き症候群）^{*}に陥ることのないよう、組織的な対応を心がけるようにしましょう。

※バーンアウトシンドローム（燃え尽き症候群）：それまで意欲を持って一つのことに没頭していた人が、あたかも燃え尽きたかのように意欲を失い、社会に適応できなくなること。絶え間ない過度のストレスにより発生し、鬱病の一種とも考えられています。（厚生労働省 e-ヘルスネット <https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/exercise/ys-047.html>）

①状況把握・関係主体の抽出

発見後対応



②対応

案件記録票への記録・対応方針等の共有

社会福祉部局

情報共有

動物愛護
管理部局

情報共有

その他
関係主体

飼い主の生活支援

- ・ 福祉法令等に基づく支援
- ・ 医師（精神科医を含む）等との連携による健康ケア
- ・ 地域社会等との関係性構築のための支援

動物の飼育状況の改善

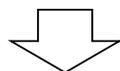
動物リスト・動物カルテへの記録

- ・ 負傷動物、感染症に罹患した動物等の治療
- ・ 動物の繁殖制限措置
- ・ 動物の逸走・侵入防止等に係る助言等
- ・ 動物の引取り・譲渡
- ・ 虐待のおそれの改善
- ・ 動物虐待事案としての対応（警察）
- ・ 狂犬病予防法違反による対応
- ・ 周辺的生活環境の改善

周辺的生活環境の改善

- ・ 周辺的生活環境の改善
- ・ 自宅、周辺地域の清掃
- ・ 強制退去
- ・ 治安維持等のための警戒活動（現地調査等への同行含む）

再発防止



地域での見守り等

- ・ 緩やかな見守り：地域住民・民間事業者等
- ・ 担当による見守り：民生委員・児童委員・住民ボランティア等
- ・ 専門的な見守り：地域包括支援センター、社会福祉協議会等

発見

図 12 多頭飼育問題への対応フロー（発見後対応・再発防止）

表 17 案件記録票の例

記入年月日		記入者	所属 氏名
-------	--	-----	----------

1. 飼い主等の情報

氏名		年齢		性別	男性・女性
住所					
同居家族	なし・あり(続柄:)				
経済状況	非困窮・困窮(生活保護受給中)・困窮(生活保護受給なし)				
住居	種類	一戸建て・集合住宅・その他 (平屋/2階建て・〇階建ての〇階)			
	所有形態	持ち家・賃貸	間取り		
	周辺環境	住宅密集地・郊外住宅地・農村/中山間地域・商業地/繁華街			
性格	非難・暴言	なし・あり			
	感情のコントロール	できる・やや困難・非常に困難			
	欲求のコントロール	できる・やや困難・非常に困難			
	動物への過度の愛着	全くない・あまりない・ややある・強くある			
意思疎通	家族との関係				
	近所付き合い				
	行政・支援機関等とのコミュニケーション	誰でも可能・特定の人物なら可能()・誰でも拒絶			

■その他の所見
(進捗等について記載：(例)インターホン越し、玄関越し、対面(玄関先)、対面(室内)で挨拶ができるようになった、会話が出来るようになった等)

2. 動物に関する情報

動物の種類等	犬	オス()頭)・メス()頭)・うち幼齢()頭)
	猫	オス()頭)・メス()頭)・うち幼齢()頭)
	その他(種類:)	オス()頭)・メス()頭)・うち幼齢()頭)
入手経路	購入・捕獲・餌やり等による収集・他者からの譲渡・預かり・その他() (詳細)	

近隣からの苦情	なし・あり (詳細)
飼育方法	屋内・内外出入り・屋外
不妊去勢手術	未実施・実施済み・不明
予防接種	実施済み()・未実施・不明
栄養状態	良好・やせている・太っている
負傷・疾患への関心	あり・なし
負傷個体	なし・あり()頭)
衰弱個体	なし・あり()頭)
妊娠個体	なし・あり()頭)
障害のある個体	なし・あり()頭)
死体・骨	なし・あり()頭)
排泄物の堆積	なし・あり

■その他の所見
(進捗等について記載：(例)負傷、衰弱個体の回復状況、〇個体に不妊去勢手術を実施、△個体を〇〇に譲渡等)

3. 周辺の生活環境の情報

鳴き声等の騒音	あり・なし
飼料の残さ・排泄物等の悪臭	あり・なし
動物の毛・羽毛	あり・なし
害虫・ねずみ	あり・なし
排泄物	あり・なし

■その他の所見
(進捗等について記載：(例)飼料の残さ・排泄物等の清掃を実施、ねずみ・害虫等の衛生動物の駆除を実施等)

4. 対応状況及び今後の対応予定等
(進捗等について記載：(例)動物愛護管理局が動物愛護管理法第 25 条に基づき勧告予定、地域包括支援センターにて飼い主のケアプランを作成中等)

表 18 動物リストの例

記入日		記入者名	
所属			
連絡先	電話番号:	e-mail:	
飼い主氏名			

※1：写真を撮影した場合は、No.と紐づけて保存しておく(撮影の際にNo.と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておくとうわかりやすい)。
 ※2：「不妊去勢」欄は記号で記入(済=〇、未=×、不明=△)
 ※3：「人への慣れ具合」欄は記号で記入(よく慣れている=〇、やや警戒する=△、全く慣れていない=×)
 ※4：「引取り予定」欄は、予定があれば〇を記入

No.	写真	動物種	名前	毛色・身体的特徴	性別	不妊去勢	年齢(推定)	人への慣れ具合	動物間の血縁関係	引取り予定	備考 (入手方法、動物の様子、飼い主の思い、エピソード等)
例		猫	タマ	茶トラ	メス	〇	2歳	△	2の親	〇	・ 飼い主は特に可愛がっている。 ・ 妊娠の可能性あり。
1											
2											
3											
4											
5											

表 19 動物カルテの例

記入日		記入者名	
所属			
連絡先	電話番号:	e-mail:	
飼い主氏名			

※1：写真を撮影した場合は、No.と紐づけて保存する。
(撮影の際にNo.と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておく)
 ※2：犬の場合使用する項目。

No.	動物種	犬・猫・その他()	
	名前		
	性別	年齢(推定)	
	身体的特徴、毛色		
	性格、人への慣れ具合		
外傷/疾病	不妊去勢手術	済・未実施・不明(耳カットの有無)	
狂犬病予防法の登録 ^{※2}	有・無(登録番号:)	狂犬病予防注射 ^{※2}	済・未実施・不明
血縁関係 動物の相性			
飼い主の意向			
引取り(予定)日	譲渡(予定)日		
備考	(不妊去勢手術の実施予定/ワクチン接種・ウイルスチェック状況/引取り・譲渡に係る調整状況等)		

③ 3つの観点を踏まえた対応方法

a. 飼い主の生活支援

やるべきこと

- ・ 支援が必要な飼い主を、それぞれの事情・要因に応じた社会福祉の支援につなぐ
- ・ 支援を受けるために必要な相談・申請等を自ら行わせるか、あるいはそれを補助する
- ・ 支援が必要なのは、飼い主自身か、その家族かを見極める
- ・ 支援を行う分野としては、「貧困・生活困窮状態」、「高齢者の介護・生活支援」、「心身に障害を抱える方の支援」、「児童の安全の確保と母子・父子家庭の支援」等がある
- ・ 既存の支援チームや機関、事業等である「認知症初期集中支援チーム」、「地域包括支援センター」、「生活困窮者自立相談支援機関」、「重層的支援体制整備事業」等との連携も考えられる
- ・ 飼い主へのアプローチは、拙速に結果を求めるのではなく信頼関係を構築しながら行う（飼い主と信頼関係のある親族や近隣住民、社会福祉関係者等キーパーソンの関与が重要）

支援を必要とする飼い主に対しては、生活困窮者自立支援法や老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法等に基づく各種の社会福祉サービスや、保健師や医師、精神科医等との連携による健康ケア等、その要因に応じた適切な社会福祉の支援につなぐ必要があります。

多頭飼育問題に陥っている飼い主の中には、支援が必要とされる状況であったとしても、それを認識していない人や、支援を受けることを拒否する人もいます。支援を受けるためには、飼い主本人、または親族等が支援の必要性を認識し、然るべきところに相談・申請等を行う必要があります。飼い主の中には多頭飼育から生じるトラブルにより親族や近隣住民から責められることで孤立感や疎外感を抱え、動物を心理的なよりどころにしている人もいることから、こうした飼い主に対しては、飼い主自身とその生活を心配していることを伝え、信頼関係を構築しながら、適切な支援を見極めて生活改善につなげていく必要があります。

また、飼い主だけでなく、家族の中に支援が必要な人が存在する場合もあることから、飼い主の同居家族等についても状況を把握することも重要です。

なお、介護等の社会福祉的支援はあくまでも人の生活を対象にしており、犬の散歩や餌、トイレの世話、飼い主の代わりに動物病院に連れて行くといった動物の世話については支援の対象とはなりません。また、訪問介護事業者が保険外サービスとしてペットの世話を行う場合は、訪問介護事業者としての指定とは別に、第一種動物取扱業者として地方自治体に登録することが必要です。

・ 貧困・生活困窮状態の相談支援

多数の動物を飼育するには多額の餌代やケア代、医療費等が必要であり、飼い主の経済状況を圧迫します。動物の餌代等を捻出するために飼い主自身が食事をとれず、健康を害した事例もあります。飼い主が経済的問題を抱えている場合は、動物の個体数を減らすだけでは飼い主の経済状況は改善せず、経済的な課題等を抱えた方への包括的な相談支援等を行う生活困窮者自立支援制度や生活保護制度を活用することが必要となる場合もあります。社会福祉協議会等が、生活困窮者自立支援法に基づいて飼い主の家計管理について相談支援を行い、その結果、家計の工夫により不妊去勢手術費用や動物の引取り手数料を捻出して多頭飼育問題の解決につながった事例もあります（第3章2.（5）を参照）。

・高齢者の介護や生活支援

アンケートでは、多頭飼育問題に陥る飼い主には、60代、70代といった比較的高齢の飼い主が多く見られました。加齢による体力の衰えや、疾病等により身体的に自由がきにくくなったり、認知症等により判断力が低下したりすることで、動物の世話が行き届かなくなることもあります。飼い主の状況から、日常生活に支援が必要と考えられる場合は、介護保険制度を利用することが考えられます。介護保険サービスには居宅サービス（訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、短期入所介護等）、のほか、施設サービスも含まれ、65歳以上の高齢者または40～64歳の特定疾病患者が対象になります。利用にあたっては、市区町村に要介護度の審査・判定を申請し、要介護者もしくは要支援者の認定を受ける必要があります。

また、多頭飼育問題の解決に認知症初期集中支援チームが大きな役割を担った事例もあります（第3章2.（2）を参照）。認知症初期集中支援チームとは、地域包括支援センター等に配置され、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるための早期診断・早期対応に向け構築された支援チームです。家族等の相談により認知症の可能性がある人を訪問し適切な医療や介護を受けられるよう支援します。

市町村が設置主体となっている地域包括支援センターでは、総合相談支援業務として、介護等に関する初期段階での相談対応や継続的・専門的な相談支援、地域の高齢者の状況の実態把握等を行っています。場合によっては、こうした業務のなかで多頭飼育問題について情報を得ることも想定されます。

・障害を抱える人々の権利擁護や自立支援

障害者総合支援法は、18歳以上の障害のある人への支援を定めた法律です。居宅介護（ホームヘルプ）、行動援護、生活介護といった介護給付や相談支援、訓練等給付、自立支援医療等の活用が可能であるほか、地域生活支援事業の一環として様々な日常生活又は社会生活支援が受けられる制度もあります。精神障害のある方については、精神保健福祉士が適切な医療に結びつける役割も担っており、飼い主に治療が必要な場合は、医療機関の受診を推奨するといったことも考えられます。

・児童の安全の確保・子育て支援

都道府県では児童相談所、市区町村では子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）、市区町村子ども家庭総合支援拠点等を設置し、子育て支援施策、母子保健施策等を担っています。18歳未満の子どもが多頭飼育問題の飼い主であった事例や、飼い主の子どもがネグレクト等を受けていた事例もあります。このため、児童相談所等の機関からも多頭飼育の情報が得られるように事前に連絡体制を作っておく必要があります。

・市町村における地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することになりました。対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（市町村の任意事業）が令和3年4月から始まります。

b. 動物の飼育状況の改善

やるべきこと

- ・動物がこれ以上増えないように、飼い主自身に繁殖制限措置、動物の逸走（逃げ出し）防止、家屋の修繕等を行わせるか、又はその支援や指導を行う
- ・不妊去勢手術の費用や地方自治体の引取り手数料が負担できない経済状況の場合、地方自治体の助成や動物愛護ボランティアの支援があれば、それらを活用する
- ・動物が病気に罹患している、けがをしている、栄養状態が悪い等、多頭飼育により適切なケアができていない場合、特に経済的な理由からそれが行えない場合、所有権を放棄してもらい、地方自治体が引き取るか、動物愛護ボランティアが譲り受ける等して、新たな飼い主への譲渡につなげる
- ・行政機関のみでの対応が困難な場合は、動物愛護ボランティア、獣医師会等の協力を仰ぐ
- ・その際、人員や費用負担等についてもあらかじめ調整を行う
- ・動物の飼育に必要な費用等は飼い主が負担すべきものであり、公費による負担は最小限にしなくてはならない。とはいえ、不妊去勢手術に係る助成制度、引取り手数料の免除規定等を用意したり、それらに必要な基金の創設、ふるさと納税、クラウドファンディング等の資金調達方法をあらかじめ準備したりすることを検討する

必要に応じて、法令に基づく厳格な対応を行う

- ・動物が虐待を受けるおそれが生じている場合、動物愛護管理法第 25 条に基づき飼い主に状況改善のために必要な措置をとるべきことを勧告、命令等を行う
- ・状況が改善しない場合や早急に虐待を止めなければならないような緊急の場合は、動物愛護管理法第 44 条の罰則規定に基づき、刑事事件として対応する
- ・狂犬病予防法に基づく登録や予防接種をしていない場合は、狂犬病予防法違反として対応する

飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善のためには、多頭飼育問題の発見時に飼育されていた以上の動物の増加を抑え、既に増えてしまった動物を減少させることが必要です。

動物の個体数増加を抑制するためには、不妊去勢手術の実施等の適切な繁殖制限措置等が不可欠です。飼育数を減少させるためには、行政による動物の引取りや民間への譲渡が必要となります。ただし、飼い主の心身の状態によっては、飼育動物を急激に減らすことによる生活の変化が悪影響を及ぼす可能性もあります。こうした場合については、社会福祉部局等と調整の上で計画的に引取りを進める必要が生じます。

また、飼い主には不妊去勢手術の費用を負担する経済力がなかったり、引取りに同意する意思がなかったりする場合が少なくありません。

飼い主が動物の飼育を継続する場合は、不妊去勢手術を実施した個体のみを手元に残すことや、動物の逸走（逃げ出し）や外部からの侵入を防止する措置を講じなければなりません。家屋が破損しているようであれば修繕が必要になりますし、飼い主が動物を屋外で飼育している場合は、屋内飼育や逸走しないよう係留するといった適切な飼い方を飼い主に助言する必要があります。

経済的な問題から不妊去勢手術ができない場合は、不妊去勢手術に対する地方自治体や民間団体の助成が活用可能な場合があります。

また、多頭飼育されている動物は、適切な獣医療を受ける機会がなく、寄生虫がいる、皮膚病や感染症に罹患している、負傷している等の状態であることがしばしばあります。生活困窮等によって飼い主が治療費用を負担できないことも少なくありません。飼い主が適切に飼育できない動物については、所有権放棄のうえ、地方自治体が引き取るか、もしくは動物愛護ボランティアが譲り受ける等により、適切な治療や社会化訓練を施し、一般家庭への譲渡につなげます。中には、多頭飼育問題の現場から保護した動物に必要な医療費等の一部を動物愛護ボランティアへ届ける民間団体も存在します。

多頭飼育問題への対応を契機とし、飼い主が生活に困窮している場合に限り引取り手数料を減免する制度を設けている地方自治体もあります。安易な動物の引取りは避けるべきですが、多頭飼育問題事案の場合、時間が経過すればするほど動物が増加し、結果的に引取りが必要な動物がますます増えることが容易に想定されます。狂犬病予防法に則り、犬を引き取った事例もありますが、多頭飼育問題の解決には動物を減少させることが必要不可欠であるため、事案発生時に動物が引き取れないということがないように、あらかじめ動物愛護管理センター等の受入れ体制を検討しておくことも大切です。また、動物について譲渡適性を判断し、可能な限り一般家庭等へ譲渡することが望ましいものの、治癒の見込みのない病気や、攻撃性がある等の動物については殺処分が必要となることもあります。殺処分を厭うあまり、多頭飼育状況下にある動物の引取りを行わなければ、多頭飼育問題はより一層深刻化するため、迅速な判断と対応が必要となる場合があります。

基本的に、動物の飼育に必要な費用等は飼い主が担うものであるため、公費等による負担は必要最小限にすべきところです。ただし、飼い主が不妊去勢手術や動物の引取り・譲渡に同意し、多頭飼育問題を解決する意志があり、また、飼い主を取り巻く周囲がそれを後押しできる環境にあれば、飼い主に対して助成等を行うという判断をすることも考えられます。不妊去勢手術に助成している民間団体も存在します。現時点では、多くの地方自治体における不妊去勢手術への助成は飼い主のいない猫を対象とするものであることから、管轄の都道府県・市町村においてどのような助成制度が存在するか、あらかじめ確認しておく必要があります。不妊去勢手術や引取りには費用がかかるため、地方自治体、民間団体にとっても財源の確保が課題となりますが、不妊去勢手術や引取りのための基金創設、近年であれば、ふるさと納税、クラウドファンディング等の資金調達方法を活用している例もあります。

飼い主の不適正な飼育により動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれが生じている場合、都道府県知事及び政令指定都市の長は、動物愛護管理法第 25 条に基づき飼い主に状況改善のために必要な措置をとるべきことを勧告、命令等を行う権限を有しています。また、明らかに虐待に該当する場合であって、飼い主が飼育状況を改善する意思がない悪質な場合や早急に虐待を止めなければならないような緊急の場合は、動物愛護管理法第 44 条の罰則規定に基づき、刑事事件として対応する必要がある場合もあります。飼育密度が著しく適正を欠いた状態で動物を飼うことにより衰弱させたり、病気や負傷した動物に適切な治療を与えなかったり、排泄物が堆積していたり、動物の死体が放置されたりしている施設で動物を飼育することも虐待に該当します。

飼い主が狂犬病予防法に基づく登録や予防接種をしていない場合は、狂犬病予防法違反としての対応が必要となる場合があります。

c. 周辺の生活環境の改善

やるべきこと

- ・b.動物の飼育状況の改善を行った上で、悪臭や害虫・害獣の発生の原因となっているごみや汚物の堆積、動物の死体の放置等の対応・処分を、飼い主自身か飼い主が依頼した清掃業者等に行わせる、又はその行動を促す助言や指導を行う
- ・これにより、飼い主自身の生活環境と動物の飼育環境を適切な状態にし、周辺の生活環境への影響をなくしていく
- ・飼い主自身が行ったり、業者に依頼したりする経済的余裕がない場合、行政職員が対応せざるを得ない状況が想定されるが、職員のみでの対応が困難な場合は、シルバー人材センターやボランティア等の地域の協力を仰ぐ
- ・その際、人員や費用負担等についてもあらかじめ調整を行う

必要に応じて、法令に基づく厳格な対応を行う

- ・周辺の生活環境が損なわれている事態の場合、動物愛護管理法第25条に基づき飼い主に状況改善のために必要な措置をとるべきことを勧告、命令等を行う
- ・状況が改善しない場合、家屋等管理者と連携して建物明渡し請求や強制執行等も検討する
- ・生活環境の改善のために、ごみ屋敷条例やごみ撤去の支援金制度を有する地方自治体ではこれらを活用する

多頭飼育問題に陥っている場合、家屋の内外にごみ等が積まれることにより、悪臭や害虫の発生、家屋崩壊や火災等の危険が生じる、いわゆる「ごみ屋敷」となっている場合も多く見られます。

飼料の残さや動物の糞尿等の不適切な処理や放置により、悪臭や多数のねずみ、はえ、蚊、ゴキブリ、のみといった衛生動物が発生しているだけでなく、しばしば動物の死体が放置されていることがあります。動物の排泄物や死体等を放置することは、飼い主の健康や生活に悪影響を及ぼすだけでなく、周辺の生活環境を悪化させることにつながります。過密な飼育や適切な繁殖制限措置がなされていないことによる発情や性衝動に関するストレスから過剰に吠える、鳴く等の騒音トラブルに発展することもあります。

周辺の生活環境に悪影響を及ぼしているにもかかわらず飼い主が状況の改善に応じない場合、都道府県知事等は動物愛護管理法やそれに基づく条例により、指導や助言、勧告、命令、報告の徴収や立入検査等を行うことができます。また、命令に反した場合、罰金に処せられることもあります。飼い主が状況の改善に応じない場合、家屋等管理者による建物明渡し請求や強制執行により飼い主を退去させるという対応をした事例もあります。

こうした状況の改善にまず必要なことは、その要因となっている動物の個体数を飼育可能な数まで減らすことです。

また、地方自治体によっては公衆衛生の観点から、いわゆる「ごみ屋敷条例」を制定し、不良な生活環境の解消、発生の防止等のためにごみの排出支援を行っているところもあります。とりわけ、経済的に困窮している人に対してはごみの撤去に関して支援金制度を設けている地方自治体もあります。また、関係機関やシルバー人材センターやボランティア等の地域の協力を得てごみ等の撤去を進めることも考えられます。なお、長年ごみ屋敷の状態が改善されない場合、ごみ屋敷条例に基づき、最終的に行政代執行としてごみの一部を地方自治体が撤去した事例もあります。

【コラム 5】ごみ屋敷条例により多頭飼育問題の解決を図る事例：京都市

京都市は、平成 26 年 11 月に「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」条例）」を施行しています。

ごみ屋敷条例では不良な生活環境を、「建築物等における物の堆積又は放置，多数の動物の飼育、これらへの給餌又は給水、雑草の繁茂等により、当該建築物等における生活環境又はその周囲の生活環境が衛生上、防災上又は防犯上支障が生じる程度に不良な状態」と定義づけています。

ごみ屋敷条例の特徴は、「ごみ屋敷」状態を生じさせている「人」に着目し、その人に寄り添った「支援」を行うこととしている点です。ごみ屋敷の当事者を、迷惑の発生源ではなく、支援を必要としている人であると捉え、行政や関係機関、地域住民が取り巻くように支援をすることを目指しています。



図 京都市における不良な生活環境を解消するための支援及び措置

(出典:京都市. 京都市における不良な生活環境を解消するための支援及び措置について.2017)

区役所（11か所）・支所（3か所）の単位で、区長をトップとして設置する「対策事務局」が中心となり、区役所・支所の総務を担当する地域力推進室と、健康長寿推進課、障害保健福祉課、所轄の消防局が中心となって取り組んでいます。その他、まち美化事務所（ごみ収集）、生活福祉課（生活保護等）、子どもはぐくみ室、医療衛生センター、環境共生センター、土木事務所等が参画しており、それぞれが知恵を出し合いながら、対策を進めています。基本的には区単位での取組ですが、関係部局・機関が分野横断的に連携して対応しているところに特徴があります。また分野横断的な連携にあたっては、情報共有のために個人情報取扱いに係る規定を設けています。

事案の存在は、市民からの通報や相談によって把握することが大半です。支援対象者は、本人に「ごみ屋敷」に住んでいるという認識がない場合や、改善意向があっても支援を求められない場合が多いため、本人から相談がなくても、ごみに限らず生活全般での困りごとがないかの声掛け等、可能な限りアウトリーチ型のアプローチをしています。

不良な生活環境と判定された対象者には、要支援者への支援の一環として関係機関や地域住民の協力を得ながら清掃作業支援も含めた様々な支援を行っています。

また、度重なる指導に従わない対象者に対して、平成27年に、行政代執行による強制撤去を全国で初めて実施しました。私有地に放置されているごみの強制撤去は、全国でも初めてのことで、注目を集めました。

(5) 再発防止

「再発防止」は、多頭飼育問題が解決した後、再び多頭飼育問題を引き起こさないように、飼い主の自発的な行動変容を促して、新たな動物の拾得や購入及びそれに伴う繁殖による増加を防ぐとともに、近隣住民・地方自治体・関係機関等が飼い主の見守りを行う段階です。再発防止は新たな多頭飼育問題の未然防止と表裏一体です。

多頭飼育問題を抱えている飼い主は困り果てて不安を募らせていることもありますが、一方で「動物の飼育状況が悪い、またそのことから周辺的生活環境を悪化させている」という自覚がなく、自分は動物に愛情を注いでいる、保護していると認識している場合もあります。そのため、多頭飼育問題の解決のために行政や動物愛護ボランティア等が献身的に取り組んだとしても、飼い主の側に問題意識が欠如したままで、ときには、動物を無理やり取り上げられたという被害者意識を持ち、地方自治体の職員に不満や反発する気持ちを抱いたり、再び動物を飼いたいという気持ちを抱いたりする飼い主もいます。

多頭飼育に係るアンケート調査結果等からも、多頭飼育問題は一度解決しても、新たな動物の拾得や譲受けをしたり、手元に残した少数の動物に不妊去勢手術を施さない、もしくは雌雄分別飼育に失敗したりした結果、再繁殖してしまった等、多頭飼育問題が再発することが多いことが報告されています。

飼い主の中には人間関係をうまく築けないことから、動物をかなり心理的なよりどころにしている場合もあります。不妊去勢手術を施した上で、飼い主が管理できる数の動物を残すといった対応や、飼い主が地域社会から孤立しないように地方自治体や近隣住民が配慮する、飼い主と地域社会の接点となる場や人を維持するといった対応が再発防止に効果的な場合があります。

解決後も飼い主が動物を適正に飼育しているか、動物の個体数が増加傾向にないか等、地域や行政で見守ることも再発防止につながります。

近隣住民等による緩やかな見守り、民生委員や児童委員等担当による見守り、地域包括支援センターや社会福祉協議会等専門的な主体による見守り等、多層的なアフターフォローによって、再び多頭飼育の兆しが表れた場合に早期の発見・対応が可能になります。

飼い主が当該地方自治体の管轄地域外に転居した場合、再発防止の観点から、転居先の地方自治体に飼い主の情報を伝達することも必要かもしれません。しかし、転居元の地方自治体の担当部局では飼い主の転居先住所を必ずしも関知し得ないことや、個人情報保護の観点から異なる地方自治体をまたいで個人情報を共有することが極めて困難なことから、現状では行政区分をまたいだ転居の後もアフターフォローを継続することは難しいと考えられます。

転居を重ねながら多頭飼育問題を繰り返す飼い主も存在することから、そうした情報をどのような形で共有し、多頭飼育問題を未然に防止していくのかは今後の課題と言えます。

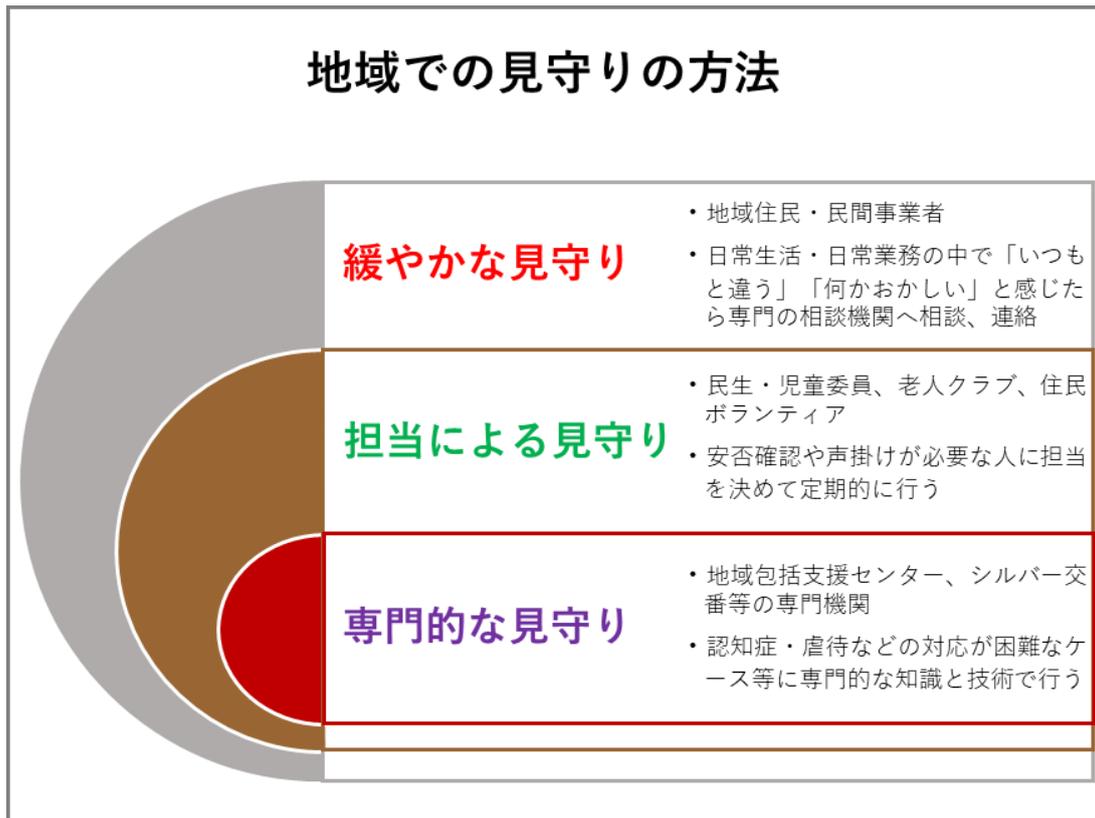


図 13 地域での見守りの方法

(出典:岸恵美子, セルフ・ネグレクトの予防と支援の手引き, 2017 より引用)

4. 対策に当たっての留意事項

(1) 個人情報の取扱い

多頭飼育問題の解決にあたっては、飼い主の生活を取り巻く情報を把握し、必要に応じて関係主体と共有することが不可欠です。各関係主体等が持っている情報や問題意識を集約し、共有することにより、迅速かつ効果的な対応が可能となります。

情報・問題意識の共有を円滑に行うためには、情報交換がスムーズに行えるよう関係主体間で日頃からお互いの信頼関係の構築に努めておくことが重要であるほか、個人情報保護への配慮が必要になります。

個人情報保護をめぐる法規制は、情報を保有する機関の種類によって、根拠法令が異なることに注意が必要です。地方自治体における個人情報保護条例はそれぞれの地方自治体の個人情報保護条例で規定され、その内容は地方自治体により異なっています。

例えば、個人情報の利用及び提供の制限に関しては、原則として、個人情報の共有のためには、個人情報の取得時に利用目的を明確化し、利用にあたって本人同意を得ておくことが必要となります。他方、本人同意を得ることが難しい場合、他の法令の定めによるもののほか、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるときに限り、同一の行政機関内や国の機関、他の地方自治体等に提供を可能としているもの、情報公開運営審議会等に諮り認められた場合に限り提供を可能としているもの等、地方自治体ごとにより、その規制は様々です。

所属する地方自治体の個人情報保護条例の規定を把握するほか、連携しようとする主体が民間の機関等である場合には、相手方が受ける規制についても認識しておくことが重要です。関係主体間における個人情報の取扱いについては、必要に応じて各地方自治体における情報公開・個人情報保護の主管部局と緊密な連絡をとりつつ、共通認識を持っておくことが望ましいと言えます。

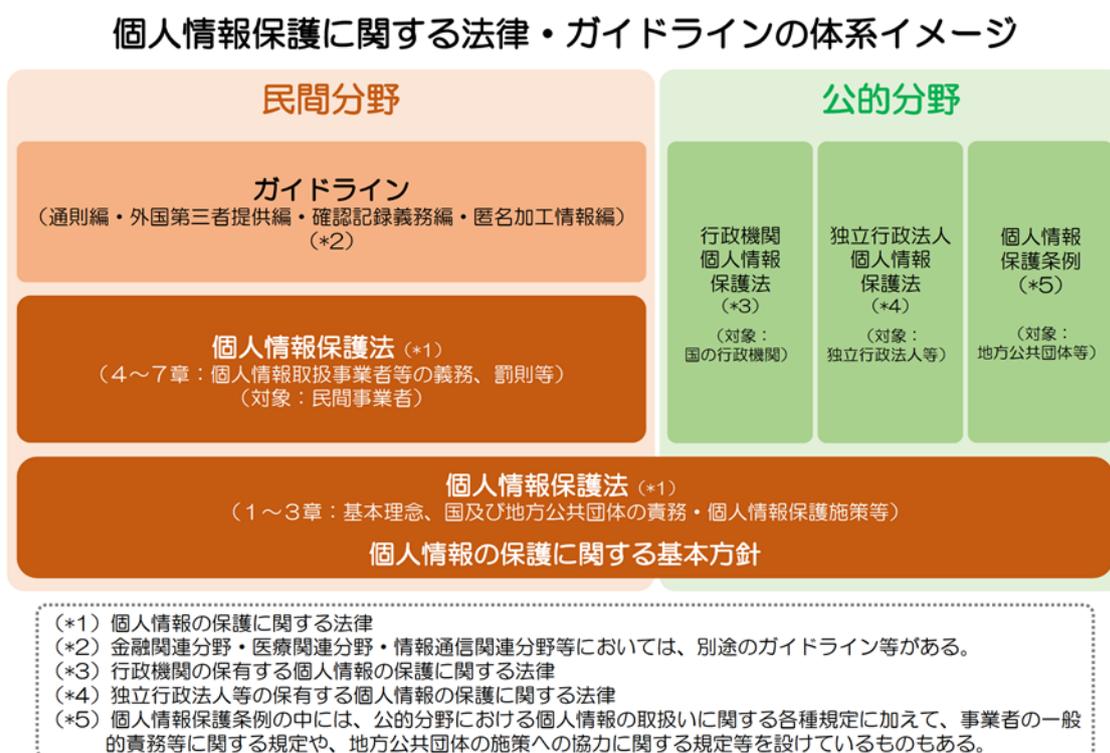


図 14 個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ

(出典：個人情報保護委員会. ”個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ” .
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>)

※地方自治体については、各地方自治体の「個人情報保護条例」、民間事業者については、個人情報取扱事業者の義務等を規定した「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」（以下、「個人情報保護法」という。）に照らして検討する必要がある。

なお、厚生労働省による「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成 16 年）」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成 16 年）」、「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 25 年）」も適用の基本となる。

【コラム 6】他の法令等の定めによる個人情報の取扱い

①社会福祉制度の活用

飼い主に社会福祉的な支援が必要な状態かつ、多頭飼育問題が地域で大きな課題となっている場合、介護保険法で定める地域ケア会議や、社会福祉法や生活困窮者自立支援法で定める支援会議の俎上に載せることも考えられます。

地域ケア会議は支援対象者への適切な支援を図るため、また、社会福祉法に定める支援会議（令和3年4月施行⁸）は重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域生活課題を抱える地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制の検討のために、支援関係機関等に対して情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるとされています。会議の事務従事者には守秘義務も課されています。あらかじめ、動物愛護管理部局等が会議に参画することで、必要な情報共有が可能となる場合があります。

（参考）守秘義務の適用範囲のイメージ図

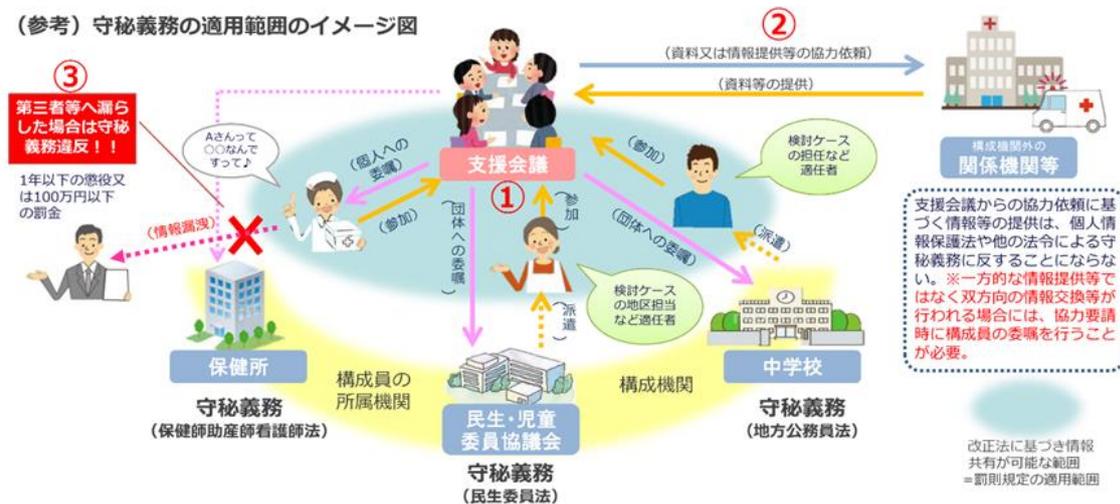


図 支援会議における守秘義務の適用範囲のイメージ図

（出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室. 生活困窮者自立支援度等の推進について②改正生活困窮者自立支援法等の施行に向けて. <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000340727.pdf>）

□介護保険法（平成9年法律第123号）

（会議）

第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立

⁸ 社会福祉法に定める支援会議は重層的支援体制整備事業を実施する市町村において開催することができるとされるもの

した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

- 3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- 5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

□社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（支援会議）

- 第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
 - 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
 - 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

□生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）

（支援会議）

- 第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
- 2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
 - 3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

②その他条例による個人情報の取扱い規定

個人情報の利用及び提供の制限を条例に位置づけることで、円滑な情報共有を可能にしている地方自治体の例も見られます。

コラム5で紹介した京都市のごみ屋敷問題解決のための取組では、「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」において、不良な生活環境に多頭飼育問題を含め、その対応のために個人情報の共有と守秘義務に係る条項を盛り込んでいます。

□京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例(抜粋)

(平成26年11月11日京都市条例第20号)(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)

(調査結果等の提供等)

第17条 市長は、第15条第1項の規定による調査若しくは報告、同条第2項の規定による調査、同条第4項の規定による報告^{※1}又は前条第1項の規定による立ち入り調査若しくは質問の結果^{※2}を自治組織及び関係する行政機関その他の関係者に提供し、不良な生活環境を解消するために必要な協力を要請することができる。

2 前項の結果の提供を受けたものは、正当な理由がないのに、当該結果に係るものに関して知り得た事項であってその者を特定させるものを漏らしてはならない。

※1: 第15条は、実施する不良な生活環境の内容及びその状態を生じさせた者の生活実態に関する調査(第1項)、不良な生活環境を生じさせた者を確知することができない場合の建築物等の所有者または連絡先確知のための調査(第2項)、不良な生活環境にある建築物等の所有者に対する当該建築物等の使用及び管理状況についての報告の要請(第4項)を、市長が実施することを可能としている。

※2: 第16条第1項は、市長が指定する職員が、不良な生活環境にある建築物等への立入調査及び関係者への質問を行うことを可能としている。

(2) 立入検査の体制

動物愛護管理法第25条第5項の規定に基づき、都道府県知事及び政令指定都市の長は、周辺の生活環境の保全や動物の虐待のおそれがある事態を是正するための勧告、命令に際して、必要な限度において飼い主等に報告を求めたり、立入検査を実施したりすることが可能です。

立入検査は、多頭飼育問題の全容を捉えるために有用ですが、その円滑な実施にあたっては、その根拠とする制度をあらかじめ明確にした上で、事前に飼い主等の了承を得ることが望ましいと言えます。

実際に飼い主の家屋等に立ち入る際には、身分を示す証明証を必ず携帯し、関係者にはこれを提示し、自らの身分を明らかにしなければなりません。トラブル防止の観点から2名以上の職員で対応します。

また、立入検査の対象となる飼い主が、容易に立入検査の実施を承諾するとは限りません。居留守や拒絶のほか、暴言、暴力や威嚇等、円滑なコミュニケーションに支障をきたす飼い主であることも考えられます。立入検査の実施にあたってトラブルが発生することが予見される場合は、必要に応じて都道府県警察と連携し、警戒活動等の協力を事前に求めておくとよいでしょう。

立入検査では、動物の飼育状況や周辺的生活環境への影響のみでなく、家屋の状況、飼い主の状況、家族や親族の状況等について多様な視点から確認することが望ましいです。そして、具体的な指導や支援につながる課題を把握できるよう、動物愛護管理局と社会福祉部局等、様々な関係主体が連携して対応することが望ましいと考えられます。ただし、飼い主の自宅に関係者が大挙して訪問するということは、相手の心理的負担も大きいと考えられるため、事前に了解をとるか、日を分けて対応する等の配慮も必要です。

(3) 動物由来感染症の予防

多頭飼育問題の現場では、衛生環境の悪化に伴い、動物の間で寄生虫感染症も含む感染症が蔓延している場合があります。感染症の中には、動物間のみで感染するものだけではなく、動物種の違いを超えて、動物から人間に感染する動物由来感染症も存在するため、現地調査や立入検査等を実施する場合には、感染予防に十分配慮する必要があります。また、感染予防の装備をして立入りをを行う旨をあらかじめ飼い主に伝えておくことも必要です。

現場に立ち入る際には、必要に応じてマスクや手袋、ゴーグル等、感染から身を守るための装備について関わる人全員分を準備するとともに、感染症の有無が確認できるまでは、動物との接触は可能な限り控えることが非常に重要です。

立入検査後は立入りを行った職員自身だけでなく、職場の同僚や家族への感染予防にも配慮し、現場の状況に応じて、手洗いや消毒、着衣の交換等の衛生対策を適切に行うことが必要です。

また、適切な感染予防対策を行うためには、動物由来感染症に関する知識を身に着けるとともに、連携先の活動主体とも情報を共有し、感染予防に対する共通認識を持つておくことが重要です。

対応にあたって、動物由来感染症が確認された場合は、必要に応じて迅速に関係部局等に情報共有し、感染防止対策等について検討することが必要となります。

【コラム 7】動物の感染症

高い密度で動物が飼育されている状況下では、ストレスにより動物の免疫力が低下し、直接あるいは分泌物や排泄物を介して、または環境やダニ・ノミなどの節足動物などを介して、様々な感染症が広がりやすい状態となっています。そのような感染症の中には、人と動物の共通感染症（以下、「動物由来感染症」という。）も含まれており、動物そのものや動物由来の病原体に接する飼い主や行政職員、動物愛護ボランティアなどへの感染も懸念されます。

これらの感染症について、特に犬、猫の多頭飼育において問題となる動物由来感染症については具体例も示しながら紹介します。

1. 多頭飼育状態で蔓延する可能性のある犬・猫の感染症

ウイルス性疾患の多くはワクチン接種によって予防できますが、多頭飼育の動物では接種されていることは非常に稀です。また、症状が明らかでない場合でも病原体を保有しているケースも多く、保護後の飼育や譲渡に際しては他の動物への感染拡大に注意が必要です。細菌性疾患や原虫性疾患には動物由来感染症も多く存在します。原虫性疾患は土や水を介して人に経口的に感染する可能性があります。内部寄生虫（消化管内寄生虫）は、土を介した経口感染のほか、子虫による経皮感染のおそれがあります。皮膚疾

患も多発しているケースが多く、真菌による皮膚糸状菌症やノミの寄生、シラミやハジラミの寄生などが多く認められます。皮膚糸状菌症やノミ及び皮膚疥癬症は、人にも皮膚疾患を引き起こします。

表 多頭飼育状態で蔓延する可能性のある犬・猫の感染症

病原体	犬	猫
ウイルス	犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパー、犬伝染性肝炎、犬伝染性喉頭気管炎、犬コロナウイルス感染症	猫伝染性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症、猫伝染性腹膜炎、猫白血病ウイルス感染症、猫エイズウイルス感染症
細菌	レプトスピラ症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、パストツレラ症、犬ブルセラ症	コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、パストツレラ症、猫クラミジア症
真菌	皮膚糸状菌症	皮膚糸状菌症
原虫	クリプトスポリジウム症、ジアルジア症	クリプトスポリジウム症、ジアルジア症、トキソプラズマ症
内部寄生虫	犬回虫、犬鉤虫、犬鞭虫、糞線虫、瓜実条虫	猫回虫、瓜実条虫
外部寄生虫	ノミ、シラミ、ハジラミ、皮膚疥癬、耳疥癬	ノミ、シラミ、皮膚疥癬、耳疥癬

2. 多頭飼育状態で特に注意すべき動物由来感染症

動物由来感染症は、動物の症状は明らかではない場合が多く（不顕性感染）、人においても多くは日和見（健康な場合には感染しない）です。しかし、不顕性であるがゆえに動物間での感染が拡大することも多く、免疫機能の低い高齢者や基礎疾患を持つ人では重症化する傾向にあります。近年、特に問題となっている2つの疾患を紹介します。

1) 犬ブルセラ症

人のブルセラ症は、従来は牛や羊など家畜由来が主でしたが、現在の国内感染例では犬由来が主となっています。犬ブルセラ菌は、人には感染しにくく、発症しても多くはかぜのような症状のみですが、稀に発熱や倦怠感が長期化する例が報告されています。犬に対しては、非常に感染しやすく多頭飼育状態では蔓延する可能性があります。死流産した胎児、排泄物等との接触や飛沫等の吸入により感染します。繁殖障害が主症状で、その他の臨床症状はほとんどありません。しかし、細胞内寄生菌であるため、体内からの排除は困難とされています。そのため、多頭飼育下での感染制御は非常に困難で、感染犬には安楽死も選択されます。国内の疫学調査では、一般家庭飼育犬の3%程度が抗体を保有しており、多数の犬を管理する保護施設では8%程度に増加していると報告されています。このことは、国内の犬は一定数感染しており、飼育密度が上がることで感染が広がる可能性を示唆しています。

2) コリネバクテリウム・ウルセランス感染症

人のジフテリア菌と近縁の細菌で、以前から様々な動物に化膿性疾患を引き起こすことが知られていました。近年、ジフテリア症と類似した症状の患者からこの菌が検出され、ジフテリア菌と類似した毒素を産生していることが確認されました。また、患者が

世話をしていた慢性鼻炎を持つ猫から同じ遺伝子を持った菌が検出され、猫から感染したと判断されました。本菌は、感染犬猫との接触や飛沫により感染するとされています。日本では、人のジフテリア菌によるジフテリア症は 1999 年以降の発生報告は無いのですが、現在はウルセランス菌など近縁の菌によって発生しており、死亡例も報告されています。感染者の多くが糖尿病など基礎疾患を持っており、出入り自由の状態です。猫を複数頭飼育したり、野良猫の面倒をみていたりしていることが報告されています。

表 多頭飼育状態で蔓延する可能性のある主な動物由来感染症の例

	犬ブルセラ症	コリネバクテリウム ウルセランス感染症
感染源となる動物	犬	犬、猫
病原体	<i>Brucella canis</i>	毒素産生性 <i>Corynebacterium ulcerans</i>
動物での症状	繁殖障害、精巣炎、精巣上体炎	鼻炎、皮膚炎など様々な化膿性疾患
人の症状	軽度感冒様症状。重症例は稀	ジフテリア様症状
感染経路	流産死産胎子、悪露、感染犬の尿、乳汁	膿汁、鼻汁等との接触
発生状況 その他	犬：繁殖施設等で集団感染 細胞内寄生菌のため体内からの除菌は困難 人：動物取扱業者等で散発的	犬猫：咽頭、鼻汁等から検出 人：死亡例も報告

3. 多頭飼育状態で動物由来感染症が蔓延した実例

大阪府内で廃業した動物取扱業者が飼育していた犬 257 頭中、118 頭が犬ブルセラ菌に感染しており、大阪府や大阪府・大阪市獣医師会などが「大阪府ブルセラ感染犬等救援本部」を設置して対応し、感染制御と陰性犬の確定、及び陰性犬の譲渡を実施しました。対応にあたっては、犬の数の多さ、飼育環境の劣悪さ、動物由来感染症の蔓延、所有権問題等、様々な問題を解決する必要がありました。

まず、1 回目の検査結果に基づき、陰性犬と陽性犬を分離しましたが、2 回目以降の検査でも陰性犬から陽性と判断される事例が続きました。これは他の報告例でも同様で、陰性と陽性の判断には複数回の検査を要します。陽性犬には抗菌薬の投与を行いました。細胞内寄生細菌であるため、体内からの排除は困難なことから、譲渡するのは困難と判断し、安楽死処置としました。

しかし、事件が広く報道されたこともあり、安楽死処置には動物愛護団体からの反対の声も大きく、犬達の所有権が曖昧だったこともあり、訴訟に発展するなど大混乱となりました。その後、所有権問題の解決もあり、事態は進展し、陽性犬の全頭安楽死処置を実施しました。陰性犬は、獣医師会会員有志の診療施設で預かり、健康管理や予防接種及び不妊去勢手術を実施し、譲渡会を開催して、健康状態に問題のなかった陰性犬は全頭譲渡しました。譲渡後にも獣医師会会員獣医師の協力のもと、最終検査を行いました。陽性判定となった犬はいませんでした。関係者には 2 回検査を行いました。感染者は出ませんでした。

当初、恐怖の感染症との誤った報道がなされたことで注目され、安楽死を巡っては動物愛護団体からの激しい抗議活動があり、頭数の多さや飼育環境の劣悪さ、所有権の問題など対応には非常に苦慮しました。

また、犬達は長年のケージ飼育で排泄のコントロールができず、また、完全に陰性とは断言できない状況でもあり、譲渡には不安はありました。しかし、多くの一般市民から希望があり、説明会を行って犬達の状況を理解していただいた上で、全頭譲渡が可能となりました。

このように多頭飼育下では動物由来感染症も蔓延しやすく、そうなった場合、譲渡が困難となる可能性も生じます。譲渡時にどこまで潜在的な疾病についての検査を行うかなど課題も多いと思います。

(執筆：帝京科学大学生命環境学部准教授 佐伯潤)

(4) 飼い主とのコミュニケーションポイント

飼い主とのコミュニケーションにおいて重要なポイントは、飼い主の人格や性格、置かれている状況を尊重し、信頼関係を構築することにあります。

飼い主のなかには、担当者の顔を把握していない、話を理解できない様子がみられる、動物の個体識別ができていない等の認知能力の低下による自立困難な人もいます。また、近所の住民、地方自治体職員に対する暴言、威嚇行動といった攻撃的な態度をとる人、動物に強く固執したり、必要な医療や社会福祉的な支援を拒否したりする人もおり、コミュニケーションが困難である場合があります。また、その背景には、様々に入り組んだ家庭内の問題、経済的な困窮や社会福祉的課題があることが多いため、コミュニケーションを通して信頼関係を構築するには社会福祉的視点が必要とされる場合が多々あります。

まずは寄り添う支援として、問題の背景の本質を探る必要があります。経済的困窮が課題であれば、就労支援や生活保護等の生活支援、疾病や障害といった要因であれば適切な医療機関等での治療の推奨や各種相談支援、介護支援の活用等が必要になります。また、動物への過度の愛情や執着のために多頭飼育問題が生じているのであれば、動物にとってより良い環境を提供するにはどうしたらよいか、人と動物が快適にくらしていくための社会的ルールにはどのようなものがあるのかといったことの説明や、必要に応じた医療的ケアの提供が求められます。孤立感が動物をよりどころとすることにつながっているのであれば、地域社会との関係構築に向けた支援等も必要です。

飼い主とコミュニケーションをとる際に、飼い主と既に信頼関係を築いている親族や近隣住民、社会福祉関係者等のキーパーソンとなる人を探し、飼い主とのコミュニケーションの架け橋となってもらうことで、より円滑にコミュニケーションが図れる場合もあります。その場合、飼い主とキーパーソンの間で既に築かれている信頼関係を尊重し、今後の支援等に差し支えることがないように十分配慮しましょう。

また、飼い主と交わした約束を守ることも信頼を得る方法の一つです。例えば、飼育している動物の不妊去勢手術を実施する場合、本来であれば全ての動物の不妊去勢手術を一度に実施することが望ましいところ、まずは少数から預かって手術後は必ず飼い主に返却すると約束し、それを守ることで、本当に動物が返還されるのか、動物の健康が害されるのではないかと不安に思っている飼い主から信頼を得たといった事例もあります。こうした積み重ねで信頼関係が構築され、動物の引取りや譲渡につながることもあります。

また、定期訪問や継続訪問するなかで、動物の状態だけではなく、飼い主の生活についても気にかけているというメッセージを伝えることも大切です。本人から困りごとを引き出し、自ら決定できるよう支援等に係る選択肢を示したり、支援の提案を受け入れてもらったりするなかで、信頼関係も構築されていきます。

多頭飼育問題の改善に向けては、飼い主が取り組むことを具体的に提示することが重要です。まずは動物のトイレ周りを清掃する、次はトイレに隣接する小さなエリアを片付ける等、小刻みに目標を設定し、目標を達成するごとに評価することで、自己肯定感が生まれ、対応がより円滑に進むことがあります。

なお、多機関が連携して多頭飼育問題に対応することは重要ですが、対応者が増えることで飼い主が混乱してしまうおそれがあります。飼い主への窓口となる対応者がある程度限定することは、飼い主の混乱を防ぐこととなるだけでなく、飼い主との信頼関係を構築しやすくなると考えられます。地方自治体職員には定期的な人事異動があることから、担当者が入れ替えになることで、経緯が把握出来ない、飼い主とゼロから関係構築をしなければならないという事態にならないよう、チームで対応することが重要です。

信頼関係の構築には時間を要することを認識し、飼い主のペースにも配慮しながら、焦らずに継続的にコミュニケーションを続けることで、信頼関係を構築し、適切な支援等につなげて多頭飼育問題の解決を図りましょう。

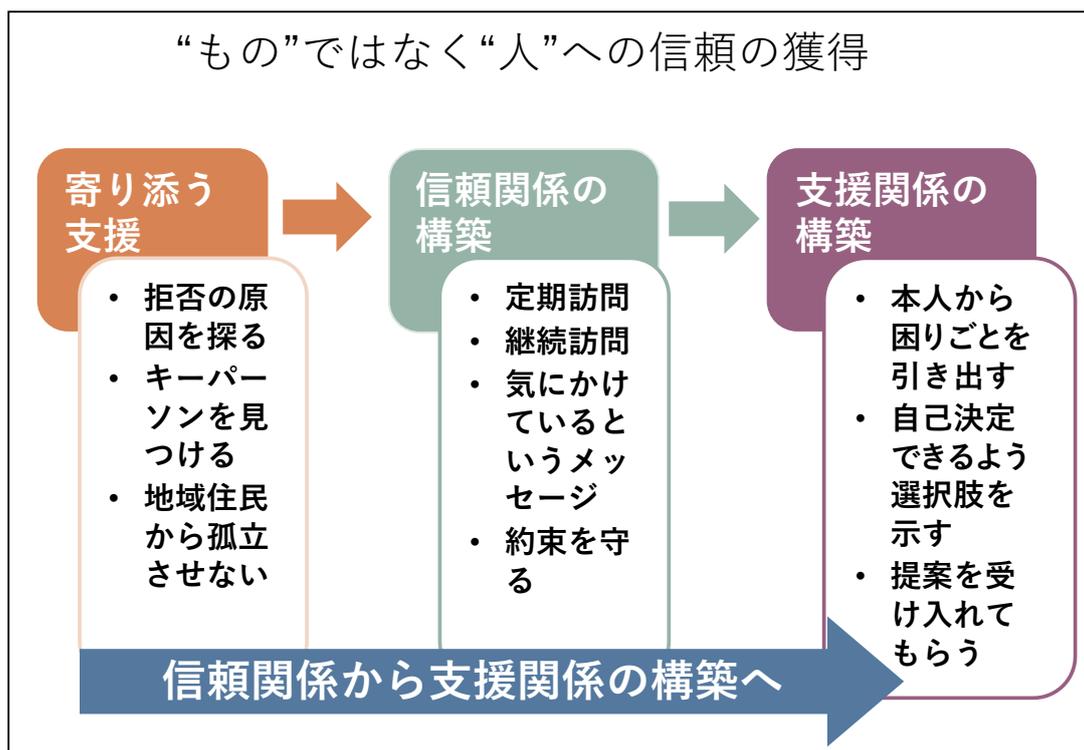


図 15 ものではなく人への信頼の獲得

(出典:岸恵美子, セルフ・ネグレクト高齢者への効果的な介入・支援とその評価に関する実践的研究, 2016)

(5) 動物の引取り・譲渡に係る所有権放棄

多頭飼育問題を解決するためには、動物の増加を抑制するとともに、既に増えてしまった動物の個体数を減らす必要があります。

動物の引取りや譲渡を行う場合は、飼い主が動物の所有権を放棄することが必須条件になりますが、所有権放棄を拒絶することも少なくありません。多頭飼育に係るアンケートでも、動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育に関する課題として、約8割の地方自治体が、飼い主が動物の所有権を手放さないことを挙げています。所有権放棄に対する飼い主からの同意が得られない場合は、飼い主を説得する必要性が生じます。

飼い主の説得にあたっては、飼い主がなぜ所有権放棄を拒絶しているのか、その理由を把握し、理由に応じた対応が必要となります。

動物に強く執着している場合は、飼い主の飼育可能な個体数を超えていること、それによって飼い主が大切にしている動物の飼育環境や健康に悪影響が出ていることを説明します。その上で、動物の飼育状況の改善のためには、個体数を減らすことが必要であり、そのことが動物のためになるということを伝えます。また、全ての動物を引き取るのではなく、飼い主が特に愛情を持っている動物は不妊去勢手術を実施の上、飼育可能な個体数だけ手元に残すという対応も考えられます。

地方自治体による引取りで殺処分されると誤解して所有権の放棄を拒絶している場合は、一般家庭等への譲渡活動等の取組について説明し、理解を得ることも必要となります。

飼い主の同意が得られたら、書面等で意思表示の記録を作成しておくことが重要です。書面があっても、「無理に所有権放棄を同意させられたから、反故にすべきである」と主張する飼い主や、記憶力や認知能力の低下により所有権放棄をした記憶が曖昧な飼い主に対応した事例では、警察立会いのもと、飼い主が所有権放棄に係る書面に署名するところを動画撮影して記録する等の工夫をした例もあります。

(6) 動物取扱業者への対応について

本ガイドラインは主に、ペットとして動物を飼う一般の飼い主を対象として作成しています。しかし、ブリーダーや動物シェルターの運営団体といった多数の動物を取り扱う動物取扱業者も、飼い主の入院や死亡、経済的破綻、救護動物の過剰な受入れ等により、適切な飼育管理ができずに多頭飼育問題を引き起こす場合があります。動物取扱業者については、動物の健康及び安全を守り、周囲の環境に支障を及ぼさないために、動物愛護管理法に基づき、周辺的生活環境の保全等に係る措置を定めた第25条や虐待等の罰則を定めた第44条の規定のほか、第21条等に基づく動物取扱業に係る基準の遵守が義務付けられます。動物取扱業に起因する多頭飼育問題（とりわけ動物の状況の悪化や、騒音等の周辺的生活環境への悪化）については、これらの制度に基づく行政処分等が適用されることとなります。

具体的には、ペットショップやブリーダー等、営利のために動物（実験動物・産業動物を除く、哺乳類、鳥類、爬虫類）を取り扱う者は、第一種動物取扱業として地方自治体に登録をする必要があります。また、動物愛護ボランティアの動物シェルター等、人の住居と区分できる飼養施設を持ち、非営利で一定の数（例えば、犬、猫、うさぎ等は合計10頭）以上の動物を取り扱う者は第二種動物取扱業として地方自治体に届け出ることとなっています。これら動物取扱業者は、飼養施設等の規模や構造、飼養施設の環境管理、動物の繁殖等に関して定められた基準を守らなければなりません。また、犬猫に関しては、令和3年6月以降、より具体的な基準が適用されることとなります。例えば、犬猫の飼養・保管に従事する職員1人が飼うことのできる数は、犬については20頭まで、猫については30頭までとされています。

動物取扱業の監督は都道府県と政令指定都市が担い、必要に応じ立入検査が行われます。不適切な事業者には勧告、命令等を行い、命令に違反した場合は罰則が適用されます。また、命令に違反した場合、第一種動物取扱業者は登録が取り消されることがあり、取消後も2年間は立入検査等の対象となります。

5. 各種チェックシート・記録票等

表 15 探知チェックシートの例

目的：発見時の相談、通報や情報収集、現地調査等で得た情報を整理し、対応の必要性を検討する。発見後対応での現地調査の検討、関係主体との情報共有にも活用できる。

作成主体：社会福祉部局、動物愛護管理部局

記入年月日			
氏名		所属	
連絡先	電話番号：	e-mail：	

1. 相談者等の情報

太枠：個人情報に当たるので取扱注意

氏名		住所		
連絡先	電話番号：	e-mail：		
当事者との関係	同居家族 ・ 別居家族 ・ 近隣住民 ・ 社会福祉関係者 ・ その他			
	(詳細：(例)町内会長、民生委員、ホームヘルパー等)			

2. 飼い主等の情報

氏名		年齢		性別	男性 ・ 女性
住所					
同居家族	なし ・ あり (続柄：)				
住居	種類	一戸建て ・ 集合住宅 ・ その他 ()			
	周辺環境	住宅密集地 ・ 郊外住宅地 ・ 農村/中山間地域 ・ 商業地/繁華街			
性格	非難・暴言	なし ・ あり			
	感情のコントロール	できる ・ やや困難 ・ 非常に困難			
	欲求のコントロール	できる ・ やや困難 ・ 非常に困難			
	動物への過度の愛着	全くない ・ あまりない ・ ややある ・ 強くある			
意思疎通	家族との関係				
	近所付き合い				
	行政・支援機関等とのコミュニケーション	誰とでも可能 ・ 特定の人物なら可能 () 誰でも拒絶			

3. 現状

- ・ 重要度高に一つでも該当する場合、対応の必要性が高いと判断する。
- ・ 該当性は「○」か「×」で記載、もしくは選択肢に「○」をつける。不明な場合は「-」。

(1) 飼い主等の生活状況

チェック項目	重要度	該当性	備考
日常生活は自分で行えるが、多少の支援が必要な状態である	高		
自分一人で日常生活を送ることが難しく、誰かの介護が必要な状態である	高		
経済的困窮により、最低限の生活（衣食住等）に支障をきたしている	高		

(2) 動物の飼育状況

1. 飼育している動物の種類			
犬	頭	猫	頭
		その他の動物（種類： ）	
チェック項目	重要度	該当性	備考
2. 動物の飼育の状況			
不妊去勢手術を行っていない動物がいる	高		
半年～1年の間に、動物の数が増えている	高		
動物は放し飼いにされている（家の内外を自由に出入りしている）	高		
狭い場所（ケージなど）に閉じ込められている動物がいる			
ずっと繋がれたままと思われる動物がいる			
3. 動物の状態			
極端にやせた動物や、ふらつきのある動物がいる	高		
けがをした動物、病気と思われる動物がいる			
動物の死体・骨がある	高		

(3) 衛生環境

チェック項目	重要度	該当性			備考
動物の臭いを感じる		屋内	屋外	周辺	
鳴き声その他動物の飼育に起因する音が頻繁に発生している		屋内	屋外	周辺	
動物の毛・羽毛が著しく飛散している		屋内	屋外	周辺	
動物の排泄物が目につく	高	屋内	屋外	周辺	
害虫が多数発生している、もしくははねずみが発生している	高	屋内	屋外	周辺	
地域住民等から動物の飼育状況に起因する苦情等がある	複数回は高	ない	1回	複数回	

4. 備考

--

表 16 状況把握チェックシートの例

目的：発見後対応の段階で、情報収集・現地調査等の結果を整理し、状況把握、問題点の分析、連携すべき主体の抽出を行う。

主体：社会福祉部局、動物愛護管理部局

1. 基本情報

(1) 記載者情報

記入日		記入者名	
所属	(行政機関名・部署や団体名称等を記載)		
連絡先	電話番号:	e-mail:	

(2) 飼い主等の情報 →探知チェックシートを参照。

2. 飼い主等の生活環境

該当性は「○」か「×」で記載。不明な場合は「-」。

チェック項目	該当性	備考	想定される連携先
(1) 日常生活			
1	日常生活は自分で行えるが、多少の支援が必要な状態である。		社会福祉部局(介護保険、高齢福祉・障害福祉・生活福祉)、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域活動支援センター等
2	自分一人で日常生活を送ることが難しく、誰かの介護が必要な状態である。		社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉)、保健所、医療機関
3	コミュニケーションを円滑にすることが、困難である。		社会福祉部局(生活福祉)
4	経済的困窮により、最低限の生活(衣食住等)に支障をきたしている。		
(2) 住環境			
5	家屋の破損等により、人が住める状態ではない。		社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉) 住宅部局・生活環境部局、住宅等管理業者、家主等
6	ライフライン(電気、ガス、水道)が途絶えており、代替手段がなく、生命維持に必要な最低限の生活に支障をきたしている。		社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉、生活福祉)

7	当該建築物等に害虫が多数発生しており、容易に確認できる。 当該建築物等で、多数のねずみが発生している。			社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉、生活福祉) 住宅部局、生活環境部局、防災部局、住宅等管理業者、住宅等所有者等
8	堆積物に多数の生ごみ、汚物及びそれが付着している物品等がある。			
9	臭気の判定を行った全員が、生活に耐えられない臭気があると判定した。			
(3) 家族の状況				
10	虐待等(身体的・性的・心理的・ネグレクト・経済的等)の疑いがある			社会福祉部局(高齢福祉、障害福祉、生活福祉)、福祉事務所、児童相談所、地域包括支援センター、地域活動支援センター、配偶者暴力相談支援センター、医療機関、学校、警察等

3. 不適正な動物の飼育状況

チェック項目		該当性	備考	想定される連携先
1	極端に痩せた動物や、ふらつきのある動物がいる			動物愛護管理部局(動物愛護管理センター)・保健所、動物病院、獣医師会、動物愛護ボランティア、動物愛護推進員、警察等
2	動物に、目やに、鼻水、耳の汚れ等がみられる			
3	動物に脱毛、皮膚の赤み、皮膚病等の症状がみられる			
4	痒そうにしていたり、頻繁に体を搔いたりしている			
5	著しく毛玉ができたり、爪が伸び過ぎたりしている動物がいる			
6	以前に比べて動物の数が増えている(ように見える)			
7	動物の餌が固まったり腐ったりしたまま放置されている			
8	屋内または屋外に排泄物が堆積している。			
9	屋内または屋外に動物の死体や骨がある			

10	妊娠した動物、新たに生まれた動物がいる			動物愛護管理部局 (動物愛護管理センター)・保健所、 獣医師会、動物愛護 ボランティア等
その他(※任意。飼い主からの聞き取り等をもとに記載)				
11	飼い主は、自身は何匹動物を飼っているか把握できていない			動物愛護管理部局 (動物愛護管理センター)・保健所、 獣医師会、動物愛護 ボランティア等
12	動物に対して不妊去勢手術が行われていない			
13	かかりつけの獣医師がいない			

4. 周辺の生活環境

	チェック項目	該当性	備考	想定される連携先
1	鳴き声その他の音が頻繁に発生し、 受忍限度を超えている			動物愛護管理部局 (動物愛護管理センター)・保健所、生 活環境部局、住宅等 管理業者、住宅等所 有者、警察等
2	動物の毛・羽毛が周辺に著しく飛散し ている			動物愛護管理部局 (動物愛護管理セン ター)・保健所、住 宅等管理業者、住宅 等所有者等
3	当該建築物等の周囲に害虫が多数発 生しており、容易に確認できる 当該建築物等の周囲で、多数のねず みが発生している			動物愛護管理部局 (動物愛護管理セン ター)・保健所、生 活環境部局、住宅等 管理業者、住宅等所 有者等
4	臭気の判定を行った者のうち、生活に 耐えられない臭気があると判定した者 が過半数以上である			

5. その他

※個人情報が適切に取り扱われるよう留意すること。

表 17 案件記録票の例

記入年月日		記入者	所属	
			氏名	

1. 飼い主等の情報

氏名		年齢		性別	男性・女性
住所					
同居家族	なし・あり(続柄:)				
経済状況	非困窮・困窮(生活保護受給中)・困窮(生活保護受給なし)				
住居	種類	一戸建て・集合住宅・その他 (平屋/2階建て・〇階建ての〇階)			
	所有形態	持ち家・賃貸	間取り		
	周辺環境	住宅密集地・郊外住宅地・農村/中山間地域・商業地/繁華街			
性格	非難・暴言	なし・あり			
	感情のコントロール	できる・やや困難・非常に困難			
	欲求のコントロール	できる・やや困難・非常に困難			
	動物への過度の愛着	全くない・あまりない・ややある・強くある			
意思疎通	家族との関係				
	近所付き合い				
	行政・支援機関等とのコミュニケーション	誰とでも可能・特定の人物なら可能()・誰でも拒絶			

■その他の所見

(進捗等について記載：(例)インターホン越し、玄関越し、対面(玄関先)、対面(室内)で挨拶ができるようになった、会話が出来るようになった等)
--

2. 動物に関する情報

動物の種類等	犬 オス(頭)・メス(頭)・うち幼齢(頭)
	猫 オス(頭)・メス(頭)・うち幼齢(頭)
	その他(種類:) オス(頭)・メス(頭)・うち幼齢(頭)
入手経路	購入・捕獲・餌やり等による収集・他者からの譲渡・預かり・その他()
	(詳細)

近隣からの 苦情	なし・あり
	(詳細)
飼育方法	屋内・内外出入り・屋外
不妊去勢手術	未実施・実施済み・不明
予防接種	実施済み()・未実施・不明
栄養状態	良好・やせている・太っている
負傷・疾患 への関心	あり・なし
負傷個体	なし・あり(頭)
衰弱個体	なし・あり(頭)
妊娠個体	なし・あり(頭)
障害のある 個体	なし・あり(頭)
死体・骨	なし・あり(頭)
排泄物の堆積	なし・あり

■その他の所見

(進捗等について記載：(例)負傷、衰弱個体の回復状況、○個体に不妊去勢手術を実施、△個体を○○に譲渡等)

3. 周辺の生活環境の情報

鳴き声等の騒音	あり・なし
飼料の残さ・ 排泄物等の悪臭	あり・なし
動物の毛・羽毛	あり・なし
害虫・ねずみ	あり・なし
排泄物	あり・なし

■その他の所見

(進捗等について記載：(例)飼料の残さ・排泄物等の清掃を実施、ねずみ・害虫等の衛生動物の駆除を実施等)

4. 対応状況及び今後の対応予定等

(進捗等について記載 (例)動物愛護管理部局が動物愛護管理法第 25 条に基づき勧告予定、地域包括支援センターにて飼い主のケアプランを作成中等)

表 18 動物リストの例

記入日		記入者名	
所属			
連絡先	電話番号:	e-mail:	
飼い主氏名			

※1： 写真を撮影した場合は、No. と紐づけて保存しておく（撮影の際に No. と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておくとうわかりやすい）。

※2： 「不妊去勢」欄は記号で記入（済＝○、未＝×、不明＝△）

※3： 「人への慣れ具合」欄は記号で記入（よく慣れている＝○、やや警戒する＝△、全く慣れていない＝×）

※4： 「引取り予定」欄は、予定があれば○を記入

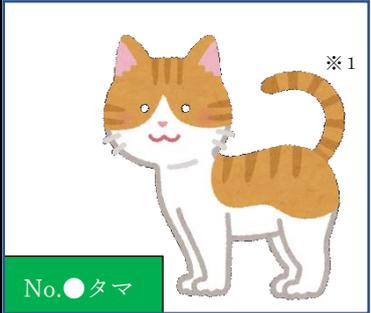
No.	写真	動物種	名前	毛色・身体的特徴	性別	不妊去勢	年齢(推定)	人への慣れ具合	動物間の血縁関係	引取り予定	備考備考 (入手方法、動物の様子、飼い主の思い、エピソード等)
例	※1 	猫	タマ	茶トラ	メス	※2 ○	2歳	※3 △	2の親	※4 ○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主は特に可愛がっている。 ・ 妊娠の可能性あり。
1											
2											
3											
4											
5											

表 19 動物カルテの例

記入日		記入者名	
所属			
連絡先	電話番号:	e-mail:	
飼い主氏名			

※1：写真を撮影した場合は、No. と紐づけて保存する。
 (撮影の際に No. と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておく)

※2：犬の場合使用する項目。

No.		動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ()	
	名 前			
	性 別		年齢 (推定)	
	身体的特徴、毛色			
	性格、人への慣れ具合			
外傷/疾病			不妊去勢手術	済 ・ 未実施 ・ 不明 (耳カットの有無)
狂犬病予防法の登録※2	有 ・ 無 (登録番号:)		狂犬病予防注射※2	済 ・ 未実施 ・ 不明
血縁関係動物の相性				
飼い主の意向				
引取り (予定) 日			譲渡 (予定) 日	
備考	(不妊去勢手術の実施予定/ワクチン接種・ウイルスチェック状況/引取り・譲渡に係る調整状況等)			